

論文

台湾における漢人村落の 展開過程とその社会構造

——南投県草屯鎮加老里の洪同族の調査事例を中心にして——

石 田 浩

I 問題の所在

中国人の形成する社会諸組織を如何に認識するかは筆者の永年の課題である。特に農業が主産業である農村において、農業の再生産、さらには農民生活の再生産の為、一体いかなる社会組織が重要な役割を果しているのか、そして、その社会組織の意義は那邊にあって従来の諸研究にどのように位置づけられるのか、を筆者は課題としてきた。

ところで、旧中国農村社会研究において、農村における社会組織としての村落を「共同体」と認識するかどうかについてはこれまで論争があり、現在では20世紀前半期の旧中国農村において「村落共同体」は存在しないとする説が有力である¹⁾。この論争は論者により「村落共同体」の定義が様々でしかも明確でなく、論議の噛み合わない面も多分にあったが、「村落共同体」の存在を否定する論者達の多くはゲルマン的な「村落共同体」をもって「村落共同体」と定義しているようであった。すなわち、開放耕地制に伴う耕地強制と有畜農業

1) 拙稿「非西欧世界における社会革命の意義」『農林業問題研究』第14巻第1号、1978年と、拙稿「旧中国農村における市場圏と通婚圏」『史林』第63巻第5号、1980年とを参照されたい。

に欠くことのできない採草地や放牧地といった共有地の存在こそが「村落共同体」であると認識し、中国村落にこれらの耕地強制や共有地を見出そうと努力した。しかし、農村実態調査からは予期に反して見い出せず、その結果「村落共同体」は存在しないと主張するようになった。例えば、旗田巍氏は戦時中の華北農村慣行調査に直接従事され、戦後それら調査資料の集大成として出版された『中国農村慣行調査』（全6巻）に基づいて数多くの論稿を発表されている。氏はそれら諸論稿の中で、中国村落の閉鎖性を論証すべく看青会（青苗会）・開葉子・村境・村民の規定・会首の性格等について分析するが、農業経営は個別的であり、共有地はあっても農業生産にとっての共有地の意義は弱く、看青、開葉子は決して耕地強制ではなくして近年になって創設されたものである等の理由から、氏が当初想い描いていた「村落共同体」像は得られず、「村落共同体」は存在しないと結論づけられた²⁾。そしてその後、氏から中国農村社会はいかなる社会であるのか、積極的な発言は全く聞かれない。一方、否定論者の積極的な主張として、中国村落は「村落共同体」ではなく開放的であり、農村社会の閉鎖性は農村集市に求められるとする説がある。W. G. スキナー氏に至っては市場共同体（標準市場）が人民公社と一致するとまで主張され、研究者の関心を呼んでいる。筆者は農村集市論を積極的に評価はするが、しかし、この理論は農村における地縁的・血縁的關係を捨象しているため、中国農村を的確に理解できないと考える⁴⁾。

勿論、「村落共同体」を古典的に共有地を媒介にして成立したものと理解するならば⁵⁾、旧中国村落に妥当しない局面が多分にあり（地域的に非常に異なる）、

-
- 2) 旗田巍『中国村落と共同体理論』1973年に所収されている。
 - 3) G. W. Skinner "Marketing and Social Structure in Rural China", The Journal of Asian Studies, 24—1.2.3, 1964—5。今井清一、中村哲夫、原田良夫共訳による『中国農村の市場・社会構造』1979年がある。
 - 4) 拙稿、前掲「旧中国における市場圏と通婚圏」,「解放前の華中江南農村の一性格」『農業経済研究』第51巻第1号, 1979年等を参照されたい。
 - 5) 岩本由輝『柳田国男の共同体論——共同体論をめぐる思想的状況——』によれば、現

「村落共同体」は存在しなかったとも言える。要は「村落共同体」が存在したかどうかにあるのではなく、旧中国農村社会がどのような意味をもった社会であったかを理解することであり、その社会を認識する為に普遍的歴史概念としての「共同体」という言葉を用いるならば、木村礎氏の述べるごとく「共同体」についての定義的見解をあらかじめ述べる必要がある⁶⁾。そうでなければ旧中国村落は「村落共同体」ではないと主張しても、それは単なる否定だけに終わり、一体どのような社会として認識し得るのかという積極的見解が出ず、議論は生産的でない。それゆえ、本稿では敢えて「共同体」という言葉を使わず、「組織」とか「社会」という言葉を使用する⁷⁾。

在の「共同体」論は大きく三つに分けることができる。第1は大塚史学流の共同体的土地所有を基盤にした考え方、第2は中村吉治一門の生産力が低い段階の労働組織を「共同体」とする考え方（著者の岩本氏は第2に属す）、第3は最近の「共同体」論ブームに乗った第1、第2の考え方にとらわれない考え方とする。本書で著者は第2の立場から広範な第3の立場の論者を批判している。

- 6) 「つまり、今のところ共同体論はさまざまである。これを誰かが統一する、というわけにもいかない。提案したいことは、「共同体」という語を用いる場合には、その共同体についての定義的見解をあらかじめ吐露しておくべきだということである。それのない共同体論は放任なものになりやすく、混乱を増幅させるのみである」。木村礎「『共同体の歴史的意義』を検討するにあたって」『史潮』新2号、1977年、p. 14。
- 7) 筆者は前掲「解放前の華中江南農村の一性格」において、国家による苛斂誅求と自然の猛威により農民は個々に自立して生活できず、地縁・血縁組織としての「中間的諸団体」に依拠して自らの生活の再生産を保障しなければならないことを例証した。このような「中間的諸団体」を「生活共同体」と呼び、従来の本源的の所有の解体過程になお存在する共同体的土地所有にとらわれないで中国農村社会を理解する概念の創出をこころみた。現在も「市民社会」に対立する概念として「共同体」を設定し、前近代社会を認識し得ると考えている。例えば、三圃制農業における共有地が地力維持をも含めた農業の再生産を保障するものと考えらるならば、中国においてその機能を持つのが共有地でなく、水利や同族であると認識し得ることも可能である。同様のことは仁井田陞氏がすでに次のように主張されている。「村落共同体は、農民に再生産の地盤を与え、その地盤の基礎を培う体制であり、しかも、その地盤を奪っては、支配権力自体が成り立たなくなる相互関係をもった機構である」「中国の村落共同体」『歴史教育』第13巻第9号、1965年、p. 1。

さて、中国人の社会諸組織を見ると、その構成原理として「同族」「同姓」「同郷」「同業」等が存在する。特に農村においては同族＝父系血縁集団(すなわち血縁)、同郷＝地縁が農民生活の再生産を維持する上において大きな役割を果しており、しかも血縁は他姓に対して、地縁は他所者に対して排他的である。そして、旧中国村落において血縁の中心として宗祠(家廟)が存在し、地縁の中心として村廟が存在すると主張されている⁸⁾。また、宗祠は同族村落(単姓村落)に、村廟は雑姓村落(多姓村落)に多く存在することから、宗祠、村廟はそれぞれの村落の統合機能を持つとも主張されている⁹⁾。さらに平野氏は河北省順義県沙井村の分析から、村廟が村落の形成過程において重要な役割を果してきたと、次のように述べる。「往昔、村落における共同生活の中心は、廟であり、この廟を中心として村落生活の統一が保たれてゐたのであった。村民はこの村廟をかれらの共同生活の求心力とし、かれの秩序を維持してゆく規範の原力とし、かれらの産業に利幅を興へ、禍害を防止する神の座廟として拜んで來たのであった。従つて廟は村の成立の根本的求心力なのであつて、公會や青苗會が出来るより遙か大昔に、廟を中心とし燒香する廟會(善會)が村落生活を編成し指導し行政するところの自治機關の原身であつたのである」¹⁰⁾と。

『中国農村慣行調査』から平野氏のごとく読み込むことも可能であるが、何分歴史的事実が少なく、また平野氏の思い入れも多分にあり、この資料からこのように結論づけるには躊躇せざるを得ない。中国の歴史は悠久である為、村

8) 平野義太郎氏は次のごとく述べる。「村廟は血縁團體たる宗族の中心たる宗祠に對して、地縁團體たる村の中心である」「北支村落の基礎要素としての宗族及び村廟」『支那農村慣行調査報告書』第1輯、1943年、p. 49。

9) 田井輝雄(戴炎輝)「臺灣竝に清代支那の村庄及び村庄廟」『臺灣文化論叢』第一輯、1943年と、施振民「祭祀圈與社會組織——彰化平原聚落發展模式的探討——」『中央研究院民族学研究所集刊』第36期、民国62年とを参照されたい。

10) 平野、前掲論文、p. 135。台湾における村落の形成と村廟との關係について述べた論文として、増田福太郎「清代台湾における村落の發展——とくに寺廟ならびに土地契約の發展と関連して——」『福岡大学法学論叢』第12巻第4号、1968年があるので参照されたい。

落の形成過程において宗祠や村廟が如何なる意義を持っているか歴史的に追求することは比較的困難である。幸いにして、福建、広東両省出身者の移民によって成立した台湾漢人村落は本土に比べて歴史も浅く、過去に遡ることも幾分可能であり、しかも大陸とは異なり、現在でも地縁・血縁的組織として村廟や宗祠が存在し、考察することが可能である。

筆者はかつて地縁組織としての村廟と血縁組織としての宗祠が村落においていかなる意義を持っているのか、小稿において考察したことがあるが¹¹⁾、本稿では、村落形成過程で地縁組織や血縁組織が如何にして形成され、それらが村民の生活の再生産にとっていかなる意義を有し、そして現在ではどのような形態で存続し機能しているかを考察する¹²⁾。

II 草屯地方の開発史と村落の形成

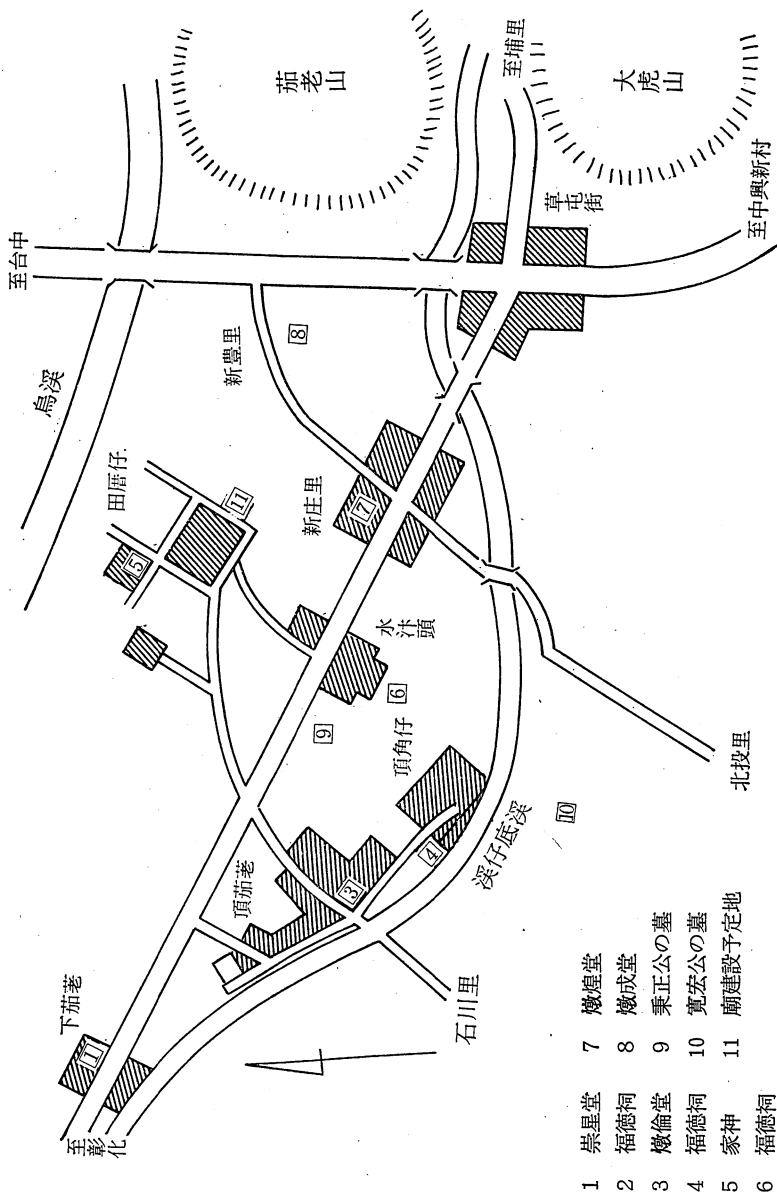
筆者が調査した草屯鎮は台湾中部に位置する南投県の一鎮で¹⁾、烏溪で台中県霧峰郷と境をなす(第1図参照)。草屯へは台中市よりバスで小一時間程で着き、交通の便は比較的よい。特に台湾省政府が台北より南投県の中興新村へ移ってより便利になった。また、この地方は埔里、観光地の日月潭、彰化市への交通の要所で早くから開けている。草屯という名称は、この地方が清代において大陸との貿易港である彰化県鹿港と樟腦の産地である埔里との中間に位置

11) 拙稿「台湾漢人村落における地縁・血縁構造」『農業問題研究』第15巻第3号、1979年。

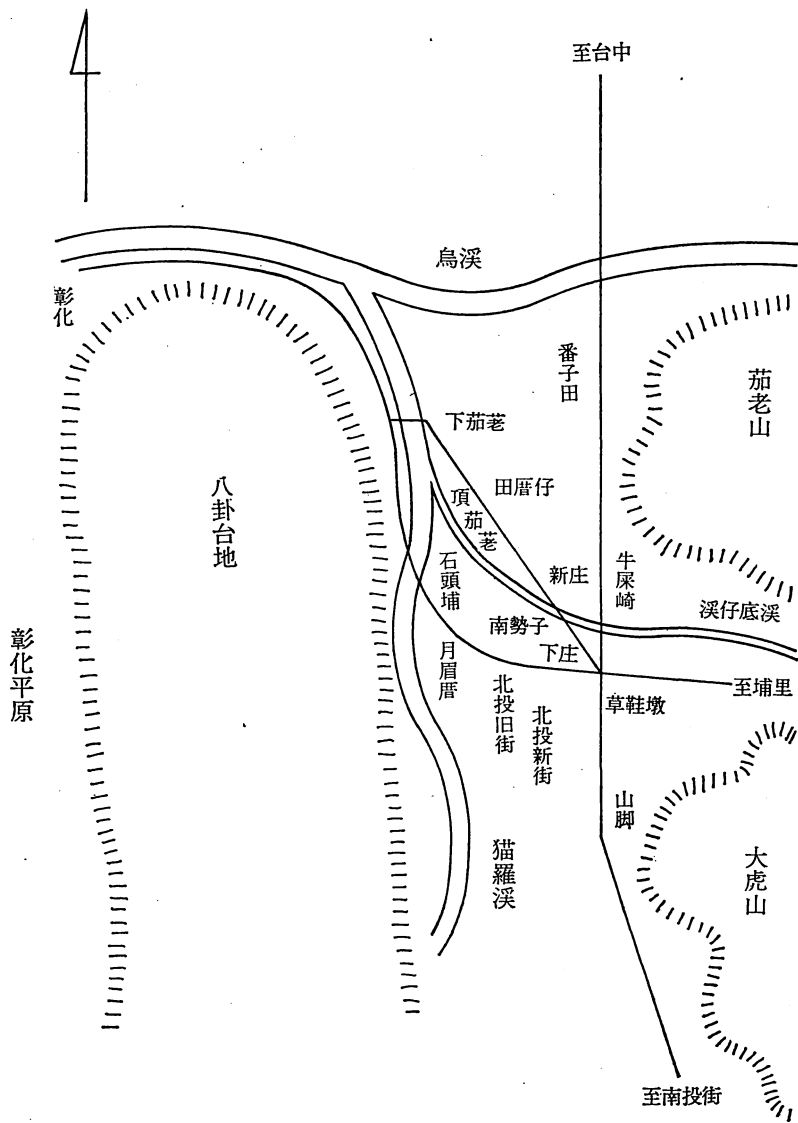
12) 本稿は1980年8月と1981年3月との2回にわたって行なった南投県草屯鎮加老里を中心とする洪同族の調査事例に基づくものである。第1回目の調査は、甲南大学の中田睦子氏と大手前高校の二宮一郎氏と筆者との3名で行なった。両氏に謝意を述べるとともに、ここに名前を列挙しないが、台湾でお世話になった数多くの先生・友人・村の方々から感謝したい。

1) 台湾省の行政区画は省の下に県があり、県の下には鎮と郷とがある。鎮は郷より比較的商業の発達した market town である。鎮の下に里、郷の下に村があり、里長・村長は公選にて選出されるが、public office があるのは鎮・郷のレベルまでである。そして、里・村の下には後述する自然村としての部落がある。

第1圖 草屯鎮加老里周辺図



- | | | | |
|---|-----|----|--------|
| 1 | 崇星堂 | 7 | 燉煌堂 |
| 2 | 福德祠 | 8 | 燉成堂 |
| 3 | 燉倫堂 | 9 | 秉正公の墓 |
| 4 | 福德祠 | 10 | 寬宏公の墓 |
| 5 | 家神 | 11 | 廟建設予定地 |
| 6 | 福德祠 | | |



第2図 開墾初期の北投堡図

し、その間を往来する商人がこの地で休息し、その際草鞋を履き替え、不用の草鞋が投げ捨てられ山となったので、「草鞋墩(屯)」と呼ばれるようになったことに由来する。そして、大正9年(1920年)に「草屯」となった²⁾。

この地方一帯には漢人が入殖する前、いわゆる「平埔族」の和安雅(Hoanya)族に属する Arikun 亜族が先住し、南投社と北投社の二部落が存在した。草屯地方には北投社があり、漢人の移入後、北投の名を採り北投堡と名づけられた³⁾。第2図より見るに、この地方は八卦台地の以東にあり、烏溪と猫羅溪に囲まれた地域である。八卦台地以西の海岸寄りの彰化平原は明の鄭成功の平台より清代康熙年間にかけて漢人が開墾を始め、康熙末年に至っては水利灌溉施設が多数設立され、旱田の水田化が進み農業生産力が高まった。特に康熙58年(1719年)には中部台湾最大の八堡圳が完成している⁴⁾。一方、八卦台地以東のこの地方は雍正年間(1723年以降)においてようやく開墾が始まった。『臺灣土地慣行一斑』によれば、「雍正年間ヨリ漸ク對岸渡來ノ移民ニ依リテ耕墾セラレ乾隆初年ニ至リテハ移民益々増殖シ北投蕃社ト交渉シテ蕃租ヲ設定シ宅地埔園若クハ墓地ノ給出ヲ受クル者有リ」⁵⁾、劉枝萬氏によれば、「草屯地方、經雍正三年頃漢人入墾移來、至乾隆年間、土地漸租與漢佃、番衆坐收其租、以資

2) 洪敏麟『台湾地名沿革』民国68年, p. 83.

3) 劉枝萬『南投縣沿革志開發篇稿』(南投文獻叢刊6) 民国47年, p. 30, p. 207.

4) 森田明『清代水利史研究』1974年, p.p. 500~507。最近、台湾の經濟發展が日本の植民統治に負っているという見解を見受けるが、日本統治前の清代における水利開發等による農業生産力の増大は對岸の大陸へ米の輸出を可能にしており、日本による土地政策も小租戸がすでに在地実力者として大租戸を実質的に排除していたから可能だったのである。例えば、玉野井芳郎氏はあたかも日本により初めて水利灌溉施設が建設されたかのように、次のように主張する。「ですから台湾の今日の灌溉の一番の基礎作業は、八田(日本の農業土木技師——筆者)さんによってなされたと言っていいんですね」「開放定常系と内発的發展——台湾中南部の農法を中心に——」『現代の眼』1971年6月号, p. 40。台湾の水利開發は福建・広東から土木技術を導入することによって行なわれ、日本がそれを整備統合していったと考えるのが最も妥当である。

5) 臨時臺灣土地調查局『臺灣土地慣行一斑』第一編, 明治38年, p.p. 45~46.

口糧，尚可渡日」⁶⁾，あるいは安倍明義氏によれば，「雍正年間に閩人が北投社の地を賤得し，乾隆16年には池良生なる者北方なる烏溪の水を引いて險圳を開鑿し，北投埔方面の灌漑の便を増すやうになった」⁷⁾とあり，八卦台地以東に比較すれば，開発はやや遅い。

一般に当時の漢人の開墾地には次の三形態がある⁸⁾。

- (1) 官ヨリ墾區ノ給出ヲ受ケテ開墾セルモノ。
- (2) 蕃人ヨリ墾區ヲ買得シテ開墾セルモノ。
- (3) 蕃人ヨリ墾區ノ給出ヲ受ケテ開墾セルモノ。

この地方は台南地方や彰化平原に比べて開発が遅く，先住民の土地を武力をもって奪っていったのではなく，(3)のごとく，先住民の土地を借り入れて「蕃租」を支払い開墾していくといった平和的，経済的侵入であった。それゆえ漢人と「平埔族」との関係を図式化すると次のようになる⁹⁾。

番社（蕃租）墾首（大租）佃戸

番社（蕃大租）佃戸

雍正・乾隆年間になると渡海の禁令はあったものの，禁令を無視して大陸の貧困者が小人数で台湾海峡を渡り，台湾の各地域へ入殖していった。森田明氏の説を借用すれば康熙末より「大陸から台湾への移住はさきにも述べたところの禁令にもかかわらず，官憲が開墾のために弛禁招撫したこともさることながら，大陸特に福建，広東地方における人口の増加と，それに伴う土地の不足ならびに糧米不足という深刻な社会経済的事情が，過剰人口の台湾への流出移動を必然的にもたらしたのである」¹⁰⁾とある。この地方へは主として林，李，簡，洪の4姓が比較的多く定着し，発展する。林姓は猫羅溪河岸の月眉厝，北

6) 劉枝萬，前掲書，p. 124。

7) 安倍明義『臺灣地名研究』昭和12年，p. 191。

8) 前掲『臺灣土地慣行一斑』第一編，p. 124。

9) 陳其南『清代台湾漢人社會的建立及其結構』（国立台湾大学考古人類学研究所碩士論文）1975，p. 40。

10) 森田明，前掲書，p. 512。

投埔に、李姓は草屯、匏仔寮、南埔、坪頂、頂崁仔に、簡姓は大虎山下の山脚、林仔頭に、洪姓は頂茄荖、下茄荖、石頭埔、番子田、新庄、牛屎崎、北勢南に入殖した¹¹⁾ (第2図参照)。この入殖は同族が集団で移民してきたのではなく、小人数の家族が個々バラバラに、しかも年月をかけて移民してきたのであって、他姓の者とも混住しているのである。漢人は既述したごとく「平埔族」より賤耕し、「蕃租」を支払うという形態で開墾を進め、「平埔族」との間に械闘も少なかったようである。すなわち、「臺民の生番の爲めに状殺せらるる者歳に千數百人下らず、本管内の番人との關係は大抵如此に過ぎず、然れども化番と漢人との間は未だ必ずしも然らず、埔地あれば漢人を招き約を立てて開墾して田を成し、名づけて賤耕と曰ひ、番漢互に業佃となり、漢人は番人を称して頭家番人と曰ひ、番人も亦た漢人を頭家番人と曰ひ、毎年11月15日番人は漢人を招飲し宴を張る。漢人は年を過るとき乃ち番人を招飲す。又5月5日即ち端午の節番人を招飲す。一年兩次互に相ひ會飲し歡を盡す」¹²⁾

かくのごとくこの地域では「平埔族」との械闘はほとんどなかったようであるが、台湾は三年一小反、五年一大反と言われるほど大小の反乱があり、これらの分類械闘は華南の同族間の分類械闘と異なり、不同祖籍間の分類械闘であった¹³⁾。ということは、村落が同族だけで構成されておらず、閩(福建省)や粵(広東省)、あるいは泉州、漳州、潮州等の出身地を同じくする者達で構成されていたことを意味する。それゆえ、出身地を同じくする異姓者が共通の利害のもとに団結して村落を形成しなければならない理由がここにあった。また、防衛上のことだけでなく、開墾生活における諸困難に対し近隣の者達の協力なくしては生存できないという理由もあった。そして、人間にとって不可抗力なことは神に頼らざるを得ず、増田氏が次のように述べることは当然考えられる。「要するに、彼等の開墾生活は、一日として神仏を忘れることを許さず、

11) 戴炎輝『清代臺灣之郷治』民国68年, p. 789.

12) 関口正隆「臺中地方移住民史」『臺灣慣習記事』第6号, 1901年, p. 12.

13) 陳其南, 前掲書, p.p. 77~79.

朝夕その庇護によらざるをえなかったのである」¹⁴⁾と。そして、村民の共同の神を共同で祀ることにより、村民間の関係はより密接になっていった。

乾隆年間になると、より一層の農業生産力を増大させるべく、この地域において水利開発が行なわれ始めた。一般に水圳には私設と官設があり、私設には次のような形態がある¹⁵⁾。

- (1) 墾首即後來大租戸トナリタル者當初其地方ヲ開墾セシムルニ際シ自己ノ招徠シタル佃人ノ爲メニ獨力ニテ水圳ノ全部ヲ開通シタルモノ。
- (2) 墾首ニ於テ水圳ノ主タル幹流ヲ開穿シ其支流ハ佃人即後來小租戸ト爲リタル者等ノ共力ニ由リテ開通シタルモノ。
- (3) 佃人則後ノ小租戸等共同シテ水圳ノ全部ヲ開通シタルモノ。
- (4) 二名以上ノ富豪相集リ合資組織ヲ以テ之ヲ開通シタルモノ而シテ斯ル水圳ヲ合股管業ニ屬スルモノト云フ。
- (5) 一庄若クハ數庄（庄トハ内地ノ所謂村ノ如キモノ）の農民ノ共同團體ニ於テ開通シタルモノ。

まず最初の水利は、乾隆初年（1736年）に茄荖庄の洪親の父と洪関睢（29世）とにより在来の小圳を修理拡張して茄荖圳が開かれる。茄荖圳の開設後、石頭埔の洪媽助が主唱者となり、各業主と共に茄荖圳に併行して媽助圳を開鑿する¹⁶⁾。また、別の資料には、「媽助圳ハ乾隆初年洪媽祖ナル者ノ開設ニ係リ水源ヲ烏溪ノ松仔潭ニ資リ番仔庄外七庄田四百餘甲ヲ灌漑ス茄荖圳埔仔圳ハ本圳ノ支流ナリトス支流ハ現ニ洪家子孫ノ共有ニシテ年年ノ管理人ハ本圳灌漑区域内ニ田園ヲ有スル洪姓ノ者協議ノ上選任スルモノトス」¹⁷⁾とある。これらの資料からわかるように、媽助圳は小租戸である洪同族が中心となり設立した水圳

14) 増田福太郎，前掲論文，p. 16。

15) 臨時臺灣土地調査局『臺灣舊慣制度調査一斑』1901年，p. 138。

16) 臺中州水利課『臺中州水利梗概』1927年，p.p. 23～24。また、『彰化縣志』卷二，規制志陂圳には、「媽助圳在險圳下，源從烏溪分出，灌上下茄荖田五百餘甲」とある。

17) 臨時臺灣土地調査局『臺灣土地慣行一斑』第二編，1905年，p. 554。

で、上記の(3)に当たる。媽助川の灌漑区域は洪姓が比較的多く聚居する番子田、新庄、石頭埔、頂茄荖、下茄荖であり¹⁸⁾、その運営は1甲田(約0.97ha)につき水租を1石から1石5斗を徴収し、総穀糧が600余石となり、そのうち水圳の修繕・其の他の諸費に400石が使われ残余の200余石は管理人の手に入り、その代り管理人は大破修繕の時の費用を出さねばならないという具合である。¹⁹⁾

乾隆2年(1737年)には「北投社番」等により草鞋墩庄の一部と山脚庄の田40余甲を灌漑する旧圳が建設せられる。嘉慶15年(1810年)より李寢が管理人となり、以降李の子孫7人に継承され、毎年輪番管理されるという点から、旧圳は大租戸である北投社の「平埔族」により開鑿され、後に権限が小租戸である李同族に移行していると理解できる。運営は田1分(1甲の10分の1)につき穀1斗を徴収し、修繕諸費は毎年10余円、残余は輪番管理者の所得となり、大破修繕のときは業主より追徴する²⁰⁾。

乾隆16年(1751年)にはこの地域最大の水圳、陰圳が池良生により開鑿される。『彰化縣志』には次のように述べられている。「陰圳在南北投保，源從烏溪分派至茄荖山，穿山鑿石數十丈，流出灌漑七十餘庄之田，乾隆十六年池良生開築，里人名爲石圳穿流」²¹⁾と。嘉慶初年(1796年)に至っては許国隆により圳路が延長され、灌漑面積が1,000余甲となり、さらに明治36年(1903年)には公共埤圳として大改修され、灌漑面積が1,875甲となる²²⁾。ところで、『臺灣土地慣行一斑』によれば、『彰化縣志』とは内容が若干異なっている。すなわち、「陰圳ハ源ヲ北勢浦庄土名溪底ニ於テ烏溪ヨリ發シ延長約十五清里ニシテ北投堡管内千四百五十余甲田ヲ灌漑スル大圳ナリ本圳ハ乾隆八年北投社番土目葛買

18) 前掲『臺中州水利梗概』p. 23。

19) 前掲『臺灣土地慣行一斑』第二編，p.p. 554～555。

20) 同上書，p. 555。

21) 『彰化縣志』卷二，規制志埤圳。

22) 前掲『臺中州水利梗概』p. 23。

突ナル者漢人吳連洵ナル者ニ托シテ開墾セシメタルモノニシテ爾來關係田園主ニ於テ管理人ヲ選定シ圳務ヲ管理セシメ來リ現ニ林天龍ナル者管理人タリ」²³⁾とある。また、戴炎輝氏によれば、吳登連、吳学賢なる者が險圳を開墾したとされている²⁴⁾。ともあれ、水圳の基地は大租戸の「平埔族」により提供されており、開墾とその後の管理は漢人が行なっているようである。水租は地域によって異なり、新庄、草鞋墩庄の1部は1甲につき2石4斗〜3石、牛屎崎は7斗、北投埔庄は水分1分につき6斗、常盤口庄は1斗3升6合といった具合で、総水租額は1,700余石にもなり、修繕管理一切の費用の残余は管理人の所得となった。それゆえ、管理人は莫大な収入を得、管理人となる者の競争ははげしかった²⁵⁾。

以上のことから、草屯地方の水利開発は乾隆年間に行なわれ、それ以後も拡張整備されていることが窺われる。水利開発は水田面積の増大だけでなく、単位面積当りの収量の増加や二期作化も可能にした。乾隆53年の福建巡撫・徐嗣曾と台湾鎮総兵・奎林とが奏上した酌定章程によれば、「彰化淡水田皆通溪，一年兩熟，約計每田一甲可產谷四五十石至七八十石不等，豐收之年上田有收至百餘石者，……」²⁶⁾とある。台湾米は雍正年間より福建省へ穀量の差はあれ恒常的に輸出されており、乾隆年間に入れば輸出量も急激に増大している²⁷⁾。

農業生産力による村落の経済的安定は、村民の共同的精神支柱としての神を祭祀する廟の建立を可能にした。草屯地方の年代別廟建立数（年代不詳は除く）は、乾隆年間に4、嘉慶5、道光1、同治2、光緒4、日本領台期1、光復後

23) 前掲『臺灣土地慣行一斑』第二編，p.p. 553~554。

24) 戴炎輝，前掲『清代臺灣之郷治』p. 788。

25) 前掲『臺灣土地慣行一斑』第二編，p.554。

26) 王世慶「清代臺灣の米産與外銷」『臺灣文獻』第9巻第1期，民国47年，p. 17。

27) 王世慶，前掲論文中の附録表1清代臺灣米穀輸出表と，安部健夫「米穀需給の研究——『雍正史』の一章としてみた——」『東洋史研究』第15巻第4号，1957年，p.p. 169~173とを参照されたい。

4であり²⁸⁾乾隆・嘉慶年間に最初の建廟が集中している。廟建立によりこれまでの神仏の民家奉祀は祠堂奉祀へと移行し、より一層村民による共同祭祀を可能にした²⁹⁾。すなわち、地縁の部落はすでに乾隆・嘉慶年間には成立していたと考えられる。例えば、『彰化縣志』巻二、規制志には南北投保各庄名として、第2図に示した主な部落(庄)名が記載されており、また、後述する頂茄荖の福德祠(福德正神廟、あるいは土地公廟ともいう——写真1参照)は次のごとく、嘉

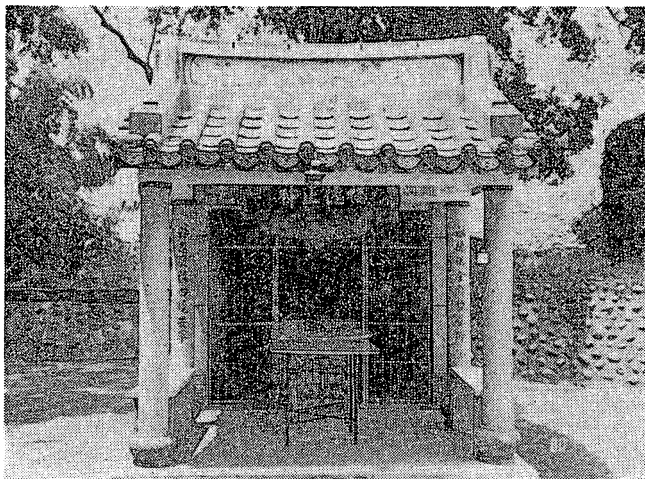


写真1 頂茄荖の福德祠

慶4年に建立されている。「南投郡草屯庄福德祠、同庄頂茄荖に在る。境内283坪餘、建坪2合半、嘉慶4年(1781年——嘉慶4年は1797年である——筆者)2月に頂茄荖庄(今の頂茄)在住廣東人の建立に係る。然るに後廣東人は福建人の壓迫に逢ひ、悉く他に移住してしまった。光緒12年(1886年)本廟大破せしに依り、洪成材等首唱し、金員を醸出して改築した」³⁰⁾と。村民の共同出資による村廟の建立は、土地の保護、五穀の豊穰を祈るためであって、農業生産と密接な関

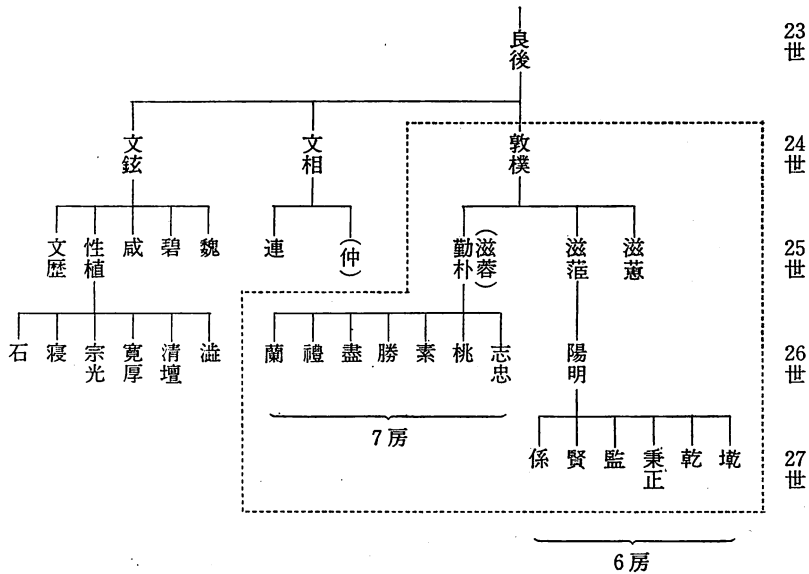
28) 劉枝萬『南投縣風俗志宗教篇稿』(南投文獻叢輯9) 民国50年, p.p. 245~247。

29) 増田福太郎, 前掲論文, p.p. 20~21。

30) 増田福太郎『臺灣の宗教』1939年, p. 125, 劉枝萬, 前掲『南投縣風俗志宗教篇稿』 p. 120。

係があり³¹⁾、「農村の協同体意識が生成発達した」³²⁾と考えられる。

一方、洪姓の同族組織の形成について考察すると³³⁾、乾隆初年(1736年)頃までに性植(毛蟹)公派下の26世の澁、清壇、寛厚、宗光、石等が下茄萼、石頭埔に入殖する(第3図の系譜参照)。そして、洪毛蟹公(25世)の祭祀公業を設立



出典) 洪清江編『洪氏族譜』民国47年。……内が燉倫堂に祀られている位牌。

第3図 燉倫堂, 6房・7房の系譜

するが、一度廃れ、32世の洪賑耳により1897年に再建され、1924年には下茄萼に家廟の崇星堂を建立する(第1図、写真2を参照)。

志忠公派は、27世の風、憲、育徳、暁等が北投堡新庄に入殖する。育徳について見ると、乾隆年間に育徳は子の登榜、必祥を連れて福建省漳州府頂七保車田下營社より新庄に移民している。育徳は林爽文の乱の平定に功があったとし

31) 32) 増田福太郎, 前掲論文, p. 19。

33) 洪姓の移民については、洪敏麟「草屯加荖洪姓移殖史」『台湾風物』第15期第1巻抽印本、民国54年に基づく。

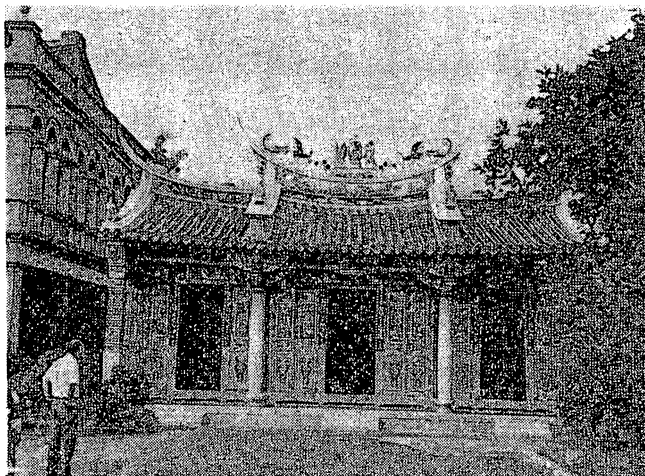


写真2 下茄老の洪氏家廟・崇星堂

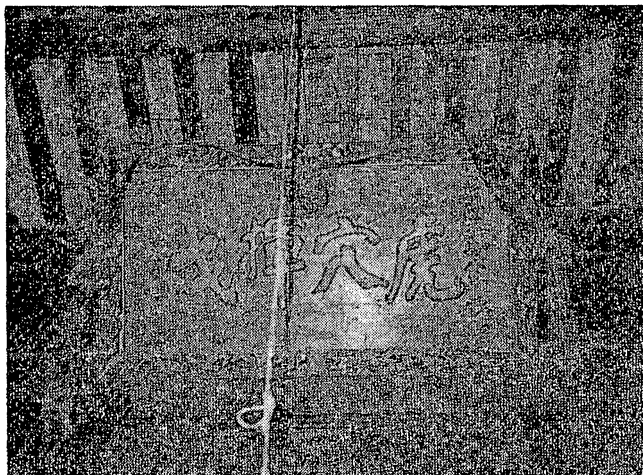


写真3 下賜の大額。乾隆58年とある。



写真4 頂茄苳にある洪氏家廟・燠倫堂

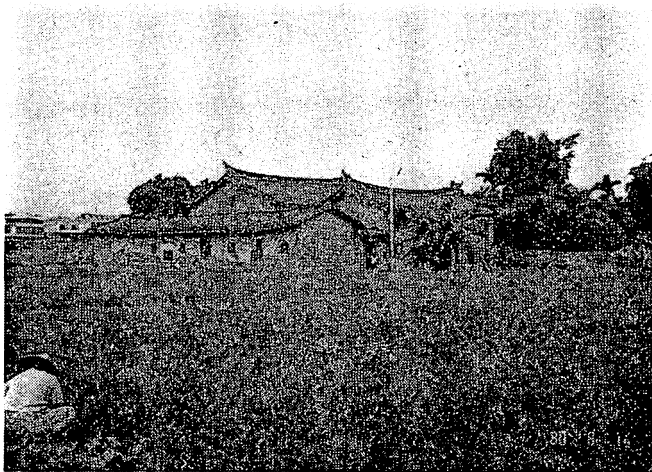


写真5 番子田にある洪氏家廟・燠成堂

て、乾隆58年(1793年)に大額を下賜しており(写真3)、長男の登榜が乾隆13年生まれであることから、乾隆中期位に移民したと考えられる。そして、敦樸公(24世)を祖先に持つこの派は、道光10年(1830年)頃に頂茄荖に家廟の燉倫堂を建立する³⁴⁾(写真4)。

和蒼公派下の28世・29世は彰化県芬園郷県庄へ入殖し、30世になって番子田、牛屎崎、北勢湍、下茄荖、新庄へ移住。そして、道光10年(1830年)頃に番子田に家廟の燉成堂を建立する(写真5)。

陽明公派下(第3図参照)は27世の堦、秉正、監、賢等が移民してくる。27世秉正(81才)は子の寛宏(56才)、孫の善述(29才)とともに嘉慶15年(1810年)彰浦県車田下宮社より北投堡頂茄荖庄に入殖、30世になると田厝仔へ移転する。そして、道光10年頃に既述した燉倫堂を建立する。

これら各公派とは別に、道光26年(1846年)新庄に第1世・仁璣以下の各世祖を祀る洪氏家廟の燉煌堂(写真6, 1979年再建)が志忠公派下30世の洪璠によって建立される。すなわち、燉煌堂は草屯における各公派を統合する洪氏全体の家廟となる。

このように草屯地方において同族結合の基盤となる家廟(宗祠)は道光年間に建立されており、村落結合の基盤である村廟の建立よりも遅い。同様の例は、莊英章氏が調査した南投県竹山鎮においても見られ、氏は地縁関係が開墾早期の基礎で、宗族組織は第二段階とする³⁵⁾。というのは、入殖の当初族を挙げて渡台する機会がなく、血縁でもって聚落を構成する条件がなかったからで

34) 劉枝萬, 前掲『南投縣風俗志宗教篇稿』p. 172, 林銜道『臺灣寺廟大全』民国63年, p. 174, 同「草屯鎮的洪祖」『臺灣文獻』第29卷第3期, 民国67年, p. 109等では建立が道光10年となっているが, 洪清江編『洪氏族譜』民国47年, p. 6, 洪敏麟, 前掲論文, p. 1等では道光4年(1824年), となっている。

35) 莊英章『林圯埔——一個臺灣市鎮的社會經濟發展史』民国66年, p. 202。また, 莊氏は次のようにも述べている。「雖然林圯埔の開拓也是先有寺廟組織的出現, 然後才有宗族組織的形成……」p. 203。

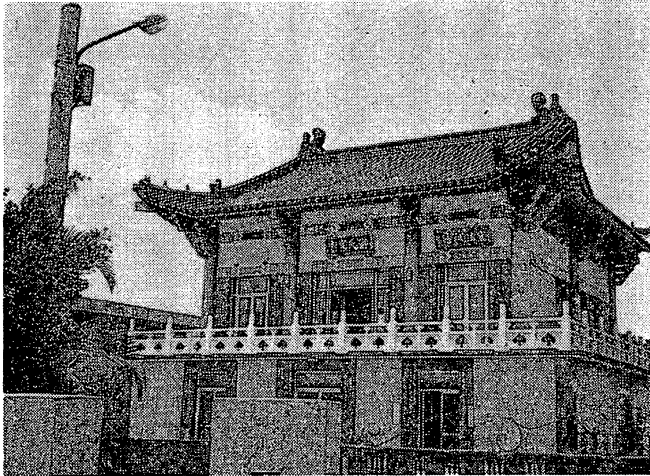


写真6 新庄にある台湾洪氏家廟・燠煌堂

ある³⁶⁾。また、戴炎輝氏も次のように述べる。「當時の移民は気候風土に慣れない上に、平埔族、高砂族との競争があり、且開拓に付ては協同の必要もあって、同族者だけで聚居することが出来なかった。臺灣の聚落については既に富田芳郎氏も説かれた如く、同族或は同姓者のみで村落を構成したものはない。臺灣の開墾方式は臺灣土地慣行一班及富田氏の論述に依っても明白なるが如く、富者が官又は蕃社から開墾権を得て、諸方から農民を招致したものである。故に臺灣の聚落は雑姓者に依て構成されたものと言ふことが出来る。勿論開拓に際しては同族者が相集ることを便宜とし、又此例も多かったが、前記諸事情は単一同族者のみで聚居することを許さなかった。即ち同族者のみでは協同團體（開墾、自警）を構成するだけの人員を得られなかった」³⁷⁾と。

村落形成過程における村廟の建立は、様々な地域³⁸⁾からの雑姓によって成立

36) 許嘉明「彰化平原福老客的地域組織」『民族学研究所集刊』第36期，民国62年，p.187。

37) 田井輝雄「臺灣の家族制度と祖先祭祀團體」『臺灣文化論叢』第二輯，1945年，p.227。

38) 39) 既述したごとく，村落を構成する農民の出身地は漳州や泉州，潮州というレベルでの同郷で，分類械閩も漳・泉とか閩・粵の間で行なわれる。また開漳聖王は漳州人が，媽祖は福建人が，三山国王は広東人が祀る神であるといったように，村落構成員

した村落を統合することに大きな役割を果たした。移民によって形成された村落の構成原理は当然大陸から持ち込まれてくるのであるが、一村落の原理をそっくりそのまま持ち込んだのではなく、言語、生活慣習を同じくする同郷レベルでの原理を持ち込んだ³⁹⁾。そして、耕地開墾競争の中で経済的に発展した族はなお大陸から同族を呼び寄せ聚居し、宗祠を建立し、祭祀公業を設定して同族の団結を強めて行く。このような同族結合は村落形成以後のことであり、第1表からわかるように祭祀公業の設立は清代中期以降に増加している。『臺灣私

第1表 年代別祭祀公業設立数

州 庁	雍正以前	雍正	乾隆	嘉慶	道光	咸豐	同治	光緒	明治	大正	不詳	合計
台北州	10	1	89	108	285	158	115	226	247	69	43	1,351
新竹州	5	—	36	26	145	99	58	122	200	154	36	881
台中州	22	13	193	97	334	173	136	270	474	79	90	1,881
台南州	35	15	167	96	323	61	100	347	592	73	220	2,029
高雄州	7	2	58	25	138	56	58	169	416	49	138	1,116
台東庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
花蓮港庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
澎湖庁	30	2	9	1	8	4	2	3	3	1	4	67
計	109	33	552	353	1,233	551	469	1,137	1,932	425	532	7,326

出典) 臺灣總督官房法務課『祭祀公業調』1936年, p. 21。

法』によれば、「祭祀公業トハ祖先祭祀ノ目的ノ爲ニ供セラレタ獨立ノ財産ヲ謂フ」⁴⁰⁾とあるが、祖先祭祀だけを目的にして設定されるのではない。公業財産は同族結合を強化するため、例えば子女の結婚費・奨学金、貧困者や寡婦への援助費等の同族の扶助にも使われる。一般に祭祀公業の組織には、(1)闔分子的組織と、(2)合約字的組織とがあり、(1)は家産を分割するのに際し、其財産の一部分を抽出して設立され、(2)は別々の経済生活を営む子孫が共同始祖を祭祀するために金を拠出し、または共有財産を出資して設立される⁴¹⁾。恐らく初期

によって村神の違いが現われたりもする。

40) 臨時臺灣舊慣調査會『臺灣私法』第1巻下, 1910年, p. 394。

41) 田井輝雄, 前掲「臺灣の家族制度と祖先祭祀團體」p. 233。

の台湾始祖を祀る祭祀公業は(2)の契約字的なものであり、分節化していく過程で設定される祭祀公業は(1)の闡分子的なものと考えられる。ということは、台湾における同族組織は村落組織と同様、大陸から直接そのままの形態で持ち込まれたのではなく、同族の構成原理はそのまま機能しているものの、台湾において新たに共有財産（共有地）を設定して創った組織であって、大陸に存在した本源的な同族組織ではないのである。しかし、このような二次的な諸組織であっても、その組織の中には「同郷」「同族」という中国人の社会構成原理が存在していることに注意しなければならない。

ところで、上記のような漢人の経済的發展は逆に「平埔族」を圧迫し⁴²⁾、彼らは道光年間に入ると埔里へ移住せざるを得なくなる。すなわち、「原來、草屯地方、自從雍正初年、漢人入墾以降、乾隆年間竟成漢番雜處之區、經嘉慶、迨道光初平埔族勢力業已衰退不堪、率族遷居埔里盆地」⁴³⁾と。「平埔族」の衰退とは逆に漢人の發展は彼ら自身の社会領域をも拡大する。嘉慶12年（1807年）に北投堡の居民は募款して、堡の中心地の北投新街に祭祀圏の広い、堡レベルの廟である朝陽宮（主神は天上聖母、すなわち媽祖）を建立する⁴⁴⁾。さらに道光28年（1848年）には堡内の莊文蔚、洪濟純等が首唱して、有力戸より5,800元を募款し、文昌祠（学問の神である文昌帝君を祀る）を建立した。そして、堂内には居民の子弟教育のために登瀛書院を設けた⁴⁵⁾。すなわち、『臺灣土地慣行一斑』によれば、「登瀛書院ハ道光27年莊文蔚洪濟純等首唱ト爲リ廣ク有志ノ義捐ヲ募リ創建セシモノニ係リ基本財産トシテ田園ヲ購入シ其毎年ノ収容ヲ以テ文廟ノ祭祀竝ニ月課考試等ノ諸費ニ充用セリ」⁴⁶⁾とある。政治組織の面においても、道光年間に北投堡内に比較的多数を占める四大姓（洪・李・林・簡）を中心に団

42) 嘉慶元年（1796年）漢人・楊振文が「蕃租」を横取りしようとして、訴訟になっている。前掲『臺灣私法』第1巻上、p. 365。

43) 劉枝萬、前掲『南投縣沿革志開發篇稿』p. 207。

44) 45) 劉枝萬、前掲『南投縣風俗志宗教篇稿』p.p. 94~95, p.p. 167~168。

46) 前掲『臺灣土地慣行一斑』第二編、p. 327。

練組織「萬安局」が設けられ、同治年間には連莊組織として「四大姓局」が設けられて、堡内の自治を行なうようになる⁴⁷⁾。

以上考察してきたごとく、台湾における社会諸組織は、まず村落という地縁組織(村廟がその一大紐帯)が形成され、次に同族という血縁組織(宗祠や祭祀公業がその紐帯)が形成された。両組織集団は併存し相補いあいながら、社会組織の基本集団として存続し、この上にさらにより広い社会組織が形成されていった。日本の台湾領有はまさしくこのような社会組織が形成されて以後であり、日本領台後の台湾経済発展の基礎はすでにこのときに形成されていたのである。

これらの地縁組織、血縁組織が現在のどのような形態で存在しているかは、次に考察する。

III 村落の社会構造

1. 同族結合について

(1) 祭祀公業

昭和10代初期の祭祀公業調査に基づけば、洪同族の祭祀公業は14あったが、筆者が調査した限りでは以下の祭祀公業があった。

- ① 燉煌堂、現在では台湾洪氏家廟という宗親会(洪姓であれば同族でなくても加入できる)に再編成されている。
- ② 燉倫堂、陽明公派の6房系譜と勤朴公派の7房系譜とがある。燉倫堂内に祀られている位牌は第3図の点線内の人々で、写真7がそれである。
- ③ 燉成堂、管理人が財産を売却した為、現在の祭祀は①に吸収されている。再建の動きもある。
- ④ 崇星堂、4甲の土地があり、春秋二祭が安定して行なわれている。
- ⑤ 洪育徳祭祀公業、洪廷魁氏宅に育徳堂がある。

47) 戴炎輝, 前掲書, p.p. 788~789。洪敏麟, 前掲論文, p. 12, p.p. 19~20。



写真7 焮倫堂内の位牌、中央が24世の敦樸公、右側が6房の25世から27世まで、左側が7房の25世と26世の位牌。

⑥ 洪秉正祭祀公業

⑦ 洪寛宏祭祀公業

現在、祭祀公業数は減少しており、しかもその意義は弱まっていると考えられる。その原因は祭祀公業の経済基盤の弱体化にあり、次の2つが考えられる。

(1) 祭祀公業の管理・運営の責任体制は非常にあいまいで、日本領台期には公業地を管理人が売却する例が多く見られた¹⁾。

(2) 光復後の土地改革により公業地の中田6甲、畑12甲（一般の地主所有地は

1) 管理人には族内の信望のある長老が選ばれるのが一般的であるが、常にそうとは限らない。末成道男氏は日本が統治の初期に公業に常任の管理人を置くように定めたため、従来の輪流管理から専任管理となり、管理人が固定化することで不正が行なわれやすくなったと主張される。「漢人の祖先祭祀——中部台湾の事例より——」『聖心女子大学論叢』50, 1977年, p.p. 108~111。また、不正事件の裁判沙汰から法律学者が祭祀公業を法律上どのように取扱うべきかについて研究が行なわれており、以下の書を参照されたい。姉齒松平『祭祀公業並臺灣ニ於ケル特殊法律ノ研究』1934年。坂義彦「祭祀公業の基本問題」『臺北帝国大学文政学部政学科研究年報』第3輯, 1936年。

その半分)以上の土地は徴収された。

また、近年の台湾における「都市化」「近代化」は同族に依拠する構造を弱めていると考えられる。本節では加老里という地域との関係から、頂茄苳にある燉倫堂系譜(敦樸公派下、前記の②⑤⑥⑦——第3図参照)の祭祀公業が現在どのように管理・運営されているかを考察する。

① 燉倫堂6房の祭祀公業

6房という名称は第3図の陽明公に6人の息子がおり、分家して6房に分かれたことに由来する。6房の派下員は約200名、すなわち200戸で、土地改革時の公業地の売却により財産が基金として28万元(現在1元は約6円)ある。管理人は各房より房代表が1名選ばれており、輪流祭祀によりその年度の担当房の代表になる。房代表は、①同房の中の輩の高い者の中から選ばれ、②同輩者が多い場合は同房者の推薦、選挙(挙手)による、③任期はないが、房代表が死亡すると次の者を選ぶ。1980年8月現在の房代表は、1房・洪汝宗(33世)、2房・洪文彩(33世)、3房・洪胎煥(33世)、4房・洪燕專(33世)、5房・洪鉛塔(33世)、6房・洪清山(33世)である。祭祀は秋祭(春祭は7房が担当)を燉倫堂にて行なう。日程は台湾洪氏家廟(燉煌堂)の祭祀の1週間後の日曜日となる。1980年度の祭祀参加者は120名(12卓分)で、参加者は各自50元要求される。というのは、常務監察人の洪振源(33世)が拝々の線香代、紙銭代、供物代、料理代等の費用として、基金の利息2万元を祭祀担当房の代表者に渡すが、毎年これだけでは不足するので、参加者から小額を集めねばならない。この点は昔と異なるところである。行事は祖先の拝々を行ない(拝々には7房の者も参加)その後会食を行なう。拝々の時の位置や会席の時の席順は輩の高い者が上位・上席に着く。昔は会食の時に芝居が催されたが、現在では経費の関係で行なわれない。

② 燉倫堂7房の祭祀公業

7房の名称は6房の場合と同様、7房に分家したからである(第3図参照)。派下員は約120名(名簿には126名記載)で、財産として3分の水田と建廟地3分

余がある。日本時代には5～6甲あったのが管理人が売却したとのことである。しかし、祭祀公業調査によると、耕地は7分1厘9毛9糸で租穀が4,200斤とあり²⁾、矛盾する。現在3分の水田は7房派下の洪錦堂(33世)が小作しており、小作料として1,200斤(貨幣に換算)分、約9,000円の収入がある³⁾。1976年に作成された名簿を見ると、監事に洪茂通(32世)、洪瑞燈(34世)、董事に洪廷魁(32世)、洪塗帳(32世)、洪金川(33世)、洪秋嶺(33世)、洪鶴欽(33世)、洪高峰(?)があり、燉倫堂7房公負債人として洪高峰がなっている。現在の管理人は洪廷魁、洪茂通の両氏であるが、洪廷魁氏が老令の為、洪茂通氏が実質的に運営(会計等)している。祭祀の運営は擲筭⁴⁾によりその年度の首事を選

第2表 燉倫堂7房首事名

年 度	氏 名	世 代	年 度	氏 名	世 代
民国40	洪 金 川	33	53	洪 鐵 爐	34
41	洪 柳 樹	33	54	洪 永 吉	34
42	洪 清 和	33	55	洪 一 富	33
43	洪 鶴 欽	33	56	洪 廷 蓮	32
44	洪 江 草	34	57	洪 進 賢	
45	洪 茂 成	32	58	洪 慶 章	34
46	洪 秋 嶺	33	59	洪 高 峰	
47	洪 俊 騰	34	60	洪 彰 彰	33
48	洪 錦 聰	35	61	洪 賞 賞	32
49	洪 炎 森	34	62	洪 洋 洋	33
50	6・7 房 合 祭	—	63	洪 清 祿	34
51	”	—	64	洪 銘 全	32
52	洪 廷 魁	32	65	洪 炯 銅	33

出典) 『燉倫堂始祖祭祀会員名表』、『洪氏族譜』より作成。

- 2) 戴炎輝, 前掲書, p. 801.
- 3) 米100斤の価格が996元であるから、 $996 \times 12 = 11,952$ 元となり、この中から税金、水租を支払うので、9,000円の収入になると思われる。
- 4) 擲筭とは、竹の根子で作られた三日月状の竹片で、一方が平で他方が丸くなっており、宗祠の位牌の前でこれを同時に2個足下に落して、先祖にお伺いを立てること。竹片が互い違いに出れば聖筭で、連続して聖筭が出る者が最も良いとされている。寺廟には必ず置いてある。

び、選ばれた首事が行なう(第2表参照)。7房は春祭を担当する。1981年3月29日に行なわれた春祭を例にとると、参加者は7房の者が73名と招待者17名の計90名で食事は10卓用意された。運営の収支については第3表に見られる通り

第3表 燉倫堂7房祭祀公業収支表 (単位: 円)

支 出 項 目	支 出	収 入 項 目	収 入
董 監 事 会 議 昼 食 費	524	小 作 料	9,000
祭 祀 の 会 食 費	15,000	会 費 (73人分)	7,300
豚 ・ 羊 各 2 頭	1,000		
金 紙 送 神	260		
煙 草 ・ 酒 代	761		
音 樂 演 奏 5 名	1,000		
計	18,545	計	16,300

出典) 会計の洪茂通氏の御教示による。不足額については不明。

で、会食費に15,000元使われており、音楽演奏5名とは村の音楽隊5名を雇った際の謝礼である。収入は既述した小作料9,000元と参加者1名につき100元徴収したので7,300元が集り、計16,300元となる。祭祀は6房と同様、拜々と会食のみで芝居は催されていない。

㊦ 洪育徳祭祀公業

燉倫堂は24世敦樸公から台湾始祖と呼ばれる祖先全体を祀る祭祀公業で、洪育徳や次に述べる洪秉正、洪寛宏祭祀公業はそこから分節化した祭祀公業である⁵⁾。管理人は洪廷魁で、財産として約7分余の水田があり⁶⁾、洪澤生⁷⁾が小作し、小作料は粃1,411斤分の現金で受取る。祭祀は番子田(現在の新豊里)にある墓に御参りし、そこで簡単な食事をするだけである。運営は輪番制で次の

5) 既述したごとく、祭祀公業の設立には、①闕分字的なもの、②契約字的なものがあり、㊦、㊧、㊨は家産を分割するに際し、その財産の一部分を抽出して設立された闕文字の祭祀公業である。

6) 昭和10年代初期の祭祀公業調査によれば、建地0.4217甲、田0.9418甲あった。

7) 小作人は一般に派下員がなっているが、族譜には澤生という名前は見当たらない。育徳派下に名前に「澤」の1字が付く者はいる。

ように行なう。育徳公には登榜と必祥の2人の息子がおり、登榜は6房に分れ、必祥は3房に分れ、合計9房で輪流祭祀となる。1981年度は登榜の第3房が担当した。祭祀日は清明節後の日曜日に行ない、費用は小作料から税金や水租を差し引いた金額をその年度の担当房の祭祀者が受け取り、それで賄う。余った金は担当房のものとなる。

㊦ 洪秉正祭祀公業

27世秉正公を祀る祭祀公業である。公業地は9分の水田があり、派下の洪朝陽(33世、第1房出身)が小作し、小作料は粃3,600斤である。秉正公には5人の男子がおり、5房に分れる。管理は各房より代表を出し、輪流祭祀による。各房の代表者は、1房・洪金樹(33世)、2房・前代表者は死亡し、誰が選ばれたかは応答者は知らないとのこと、3房・洪枝涼(33世)、4房・洪松火(32世)、5房・洪旺(32世)⁸⁾の5名である。祭祀は㊦と同様、春の清明節前後に(写真8, 9)の墓に参り、墓で簡単な会食をする。余った金はやはり担当者のものである。1979年と1980年の両年度は墓修理のため祭祀は行なわれなかった。

㊧ 洪寛宏祭祀公業

秉正公の子・寛宏公(28世)の祭祀公業。寛宏公には4人の男子があり、4房に分れる。祭祀はやはり輪流祭祀で、各房の代表者を見ると、1房・洪金樹(33世)、2房・洪秀恵(34世)、3房・洪慶棟(34世)、4房・洪徳順(32世)である。公業財産は水田が4甲もあり、石頭埔(現在の石川里)にある墓(写真10・11)の周りの水田が公業地である(写真12)。小作人は三七五減租⁹⁾のときに固定され、全員が派下員である。洪永田(34世)約8分を小作、洪桂鑫(34世)約8分、洪深和(34世)約8分、洪慈田(34世)と洪珠欽(34世)の2人で約8分、洪春木(34世)5分を小作し、墓地が4厘ある。祭祀公業調査によると、昭和10

8) 族譜では洪旺は第4房に属している。

9) 光復後の土地改革の第二段階で、大陸では二五減租とも言われた。当時、小作料率は50%であり、これを25%減租にするのであるから、 $50 \times (1 - 0.25) = 37.5\%$ となり、このように呼ぶ。また、三七五減租は小作人を保護するため、小作権を強化した。

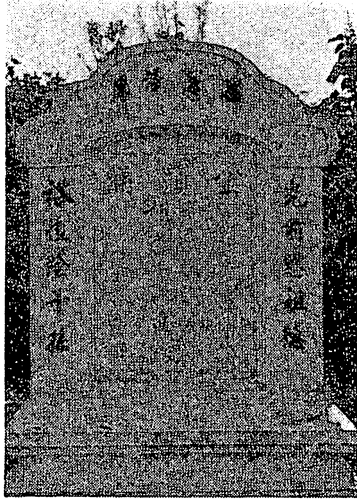


写真8 6房の27世・乗正公の墓, 道光6年(1826年)設置とある。

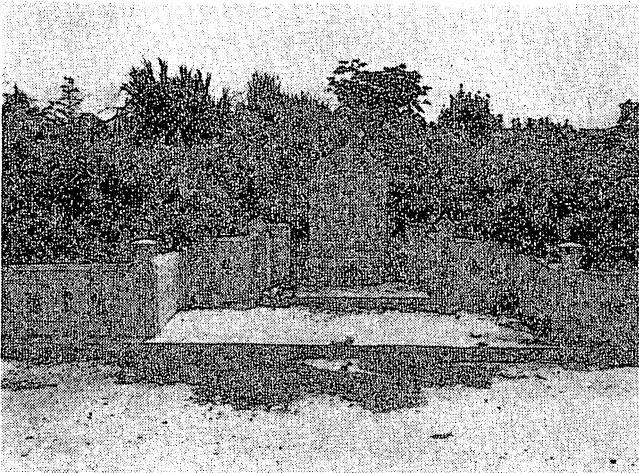


写真9 乗正公の墓の全景(公業地内にある)

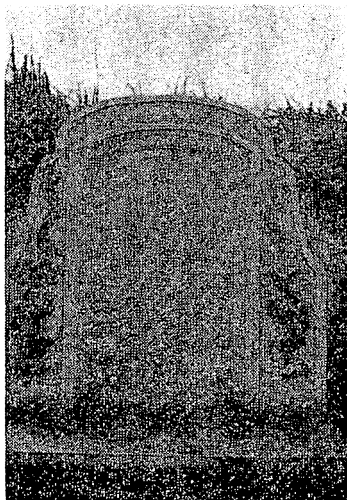


写真10 6房の28世寛宏公の墓, 民国4年(1915年)とある

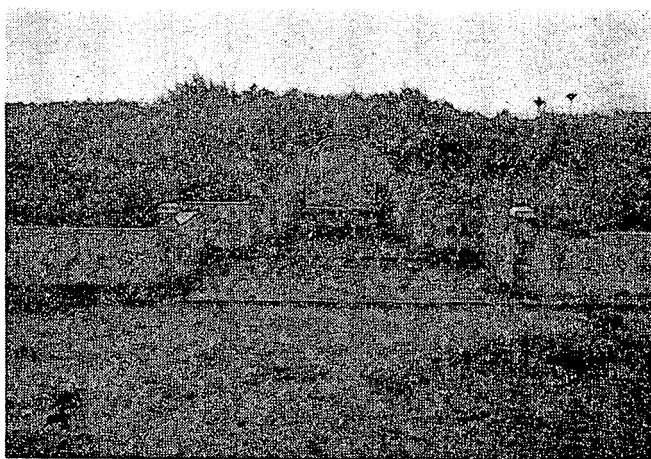


写真11 寛宏公の墓の全景(公業地内にある)



写真12 公業地内にある寛宏公の墓

年代初には水田が7筆で1甲9分9厘2毛5糸しかなく、それ以後買い足したと考えられる。当時の小作収入は240石(1,440円)で管理人は報酬として1人5石(30円)が貰えた。

(2) 祖先崇拜

祭祀公業のごとく財産を設定して祖先を祭祀するほかに、清明節に祖先の墓参りをするのが漢人の伝統的慣行である。清明節は会社・学校等が休みで家族・同族が集まり、一緒に墓参する。参る墓はせいぜい2～3世代前の墓であり、それ以上は祭祀公業のように財産を設定して毎年の祖先祭祀を行なうのを別にすれば不明確である。それゆえ、公共墓地に同族墓を設け合祀する場合がある。また、台湾の農家では正面の房子を正庁にし、そこに祖先の位牌を祀り、朝夕の礼拝を行なったりする。洪同族では、家廟に一定のお金を寄付することによって家廟に位牌を安置することができる。例えば、台湾洪氏家廟の燉煌堂では1万元以上、毛蟹公派の崇星堂では粃350斤分のお金を出す者には家廟に禄位(位牌)を祀る(写真13参照)。

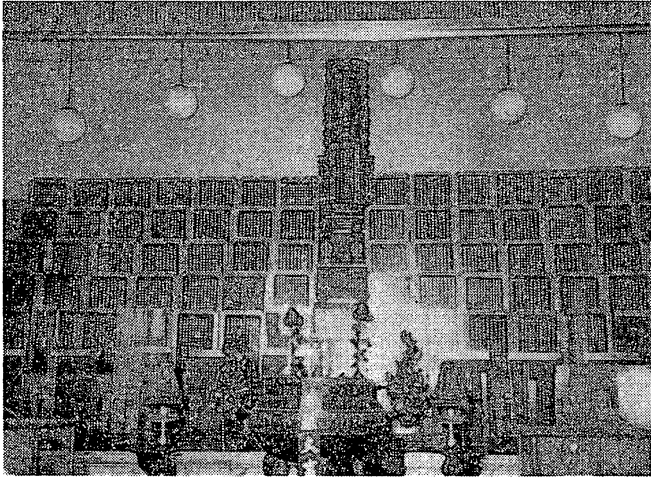


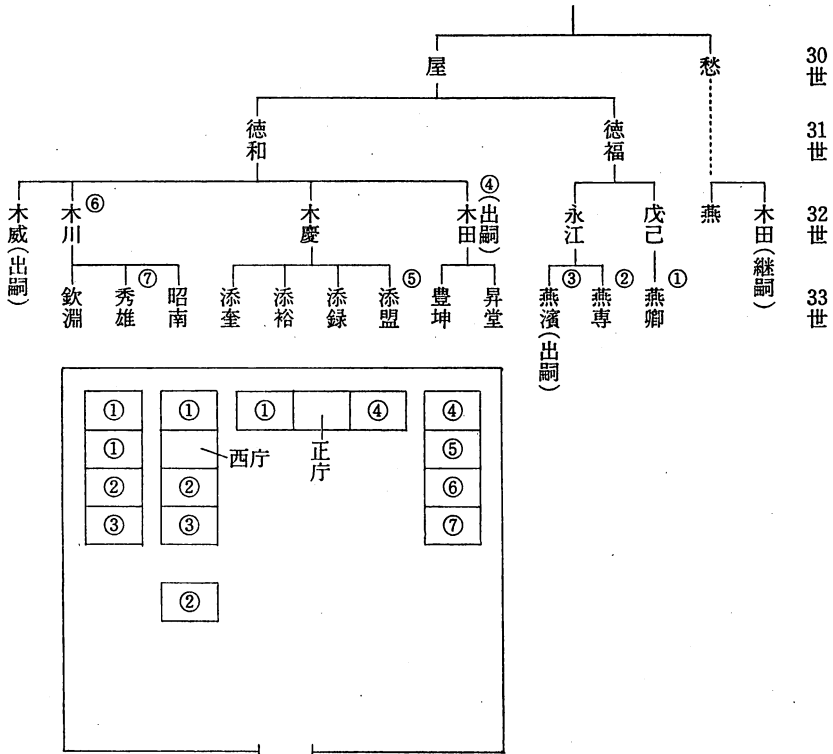
写真13 台湾洪氏家廟・燉煌堂内の位牌

(3) 同居異財

台湾農村では現在でも男子による均等分割相続が守られており、一般に父親が死亡すれば男兄弟で均等分割する。その際、院子内の房子（部屋）も均等に分割する。また、父親存命中に工場に勤務する息子達が妻帯して同居する例が多い（農村から通勤可能）。その結果、1院子内に数戸が居住するといった例は多く見られる¹⁰⁾。例えば、A院子では3戸で8人、B；7戸で44人、C；9戸で45人、D；7戸で50人、E；7戸で70人、F；7戸で69人、G；3戸で26人といった具合で、1戸当たり平均家族数は7.0人となり、1978年度草屯鎮農家1戸当たり平均家族数の6.3人よりやや多いが¹¹⁾、村民の応答の中には仕事や学業で都会へ出ている子弟や兵役で居ない者も含んでいるため、草屯鎮農家平均家族数より多くなっていると思われる。Bの同居異財の例をとると、第4図のごとくである。台湾の農家の構造は第4図に見られるような回型をしており、正面

10) 拙稿「台湾漢人村落の社会構造」『アジア研究』第26巻第3号、1979年、と江口信清「台湾農村における「家族」の性格」『ソシオロジ』No. 74、1979年とを参照。

11) 南投縣政府主計室編『南投縣統計要覧』民国68年。



出典) 洪清江編『洪氏族譜』民国47年と開取りによる。

第4図 同居異財の一例

には正庁が設けられ、この房子には祖先の位牌を祀り、院子内の者達の共有である。既述した墓参りや日常の諸事は、院子内の各戸の協力によって行なわれる。中国の家族が大家族であると主張されるのも、院子内の家族数を見てのことであり、実際のところ各戸は灶(經濟)を別にする小家族である。第4図の①の燕卿氏を例にとると、彼は30世の屋から分房しているので、 $\frac{1}{2}$ (31世) \times $\frac{1}{2}$ (32世) \times 1 (33世) = $\frac{1}{4}$ となり、院子内に $\frac{1}{4}$ の権利を持っており、房子の数もその通りになっている。

(4)婚葬

婚葬は同族の結びつきを再確認する機会を与える。これは日常茶飯事であるのではなく、偶然的なものであるが、婚葬の行事に同族の者が参集するという背景には、観念的な同族の結びつきがある。近年、若者の社会的流動が盛んになり、旧来の社会関係に拘束されることなく、学校や職場において新たに社会関係が形成されているようであるが、必ずしも彼らの生活が新しい社会関係に依拠しているとも言えない。結局のところ、自己が困難に陥った場合、救援の手を差し延べてくれるのは同族・親戚である¹²⁾。このようなことは結婚において端的に現われる。

台湾農村では、結婚式は自家の庭 (第4図の回型の院子を思い出して戴きたい) で行なうのが一般的で、同族・親戚・友人・村人等が祝金を持って宴会に参加する。

例えば、洪同族のH家では息子の結婚式に丁度 200 人が参加し、そのうち洪姓が 105 人 (52.5%) 参加、祝金は 60,680 元に達している¹³⁾。洪同族のI家では息子の結婚式に、178人参加し、そのうち洪姓は 66人 (37.1%) 参加、食事は 18卓用意された。礼簿に基づきさらに詳しく聞き取りを行なったのが、次のJ家の長男の結婚式 (1977年6月) である。出席者は 152人で祝金が 40,720元集まった。出席者と家族との関係を多い順に見ると、①父の勤務先・52人、②村民 36人、③親戚・31人、④同族・29人、⑤夫婦の関係 (学校・兵隊時代、勤務先) ・29人、⑥家族の関係・3人、⑦その他・2人、延べ計 182人となる。ここで

12) 日本においても同様の例が見られる。「ところが、そういう意気高らかに結婚した夫婦も、夫婦としての生活をはじめると、世話になるのはすべて親類の人達である。たとえば、農業経営の資金を借りるためにハンコがいる、といったときに、友人は誰ひとりハンコをついてくれる者はいない。親類の者が「おまえの結婚式じゃあ相手にされなかったけどなあ」などといやがらせをいってもちゃんとハンコをついてくれるのである」。堀越久甫『村の中で村を考える』1979年、p. 106。

13) 農家では息子が結婚した際、結婚式に出席した人の名前と祝金額を紅い礼簿に記載しており、この礼簿よりその内容が窺える。

驚かされるのは、父の勤務先の出席者が多いことである。父親は役所に勤めており（農業は日曜農業）、その面子上における出席者で、結婚当事者にとっての関係性は弱い。とすると、村民・親戚・同族といった旧来から存在する社会関係に基づく出席者が最多数となる。しかも、この村民・親戚・同族とは新郎側の人達であり、新婦側の関係者は含まれていない。これらの人達に比べると夫婦2人の関係者29人は少ないと言わなければならない。結婚式は主婚者である父親が行なうのであり、宴会の料理は料理人を雇って作らせ、近隣の女達が手伝いに来る。祝金は普通300元位であるが親戚や近い同族は3,000～5,000元も出しており、当日の結婚費は大体これで賄えるようである。

葬式の場合も結婚式の出席者と同様の形態であると考えられる。ただ、死亡者の社会的ステータスは結婚当事者よりも高いので、出席者の人数や香典額も多いと思われる。一般人の香典は1人200～300円で良いが、同族や親戚の者の香典は多い。例えば、洪同族のK氏の妻の葬式には14万元費用がかかり、そのうち香典から9万元、労保から3万元の計12万元を賄うことができた。このことから葬式挙行の費用は香典に負っていると言える。不足金は一般に後述する銭会による。

(5)過継子・過房子・螟蛉子・同姓不婚

台湾における過継子＝過房子とは、姓の異同を問わず生家と絶縁せざる養男のことで、螟蛉子とは姓の異同を問わず生家と、絶縁したる養男のことであるが¹⁴⁾、過房子は同親族内の養子なることが普通で、螟蛉子は親族外の養子である¹⁵⁾。大陸には他姓から養子を迎える螟蛉子は存在せず、螟蛉子は単身で渡台した者が結婚も出来ずに他姓の男子を養子に迎えなければならなかった台湾の

14) 前掲『臺灣私法』第2巻下, p. 35。臺灣總督官房法務課『親族相續＝關スル臺灣慣習』1930年, p.p. 12～13。

15) 戴炎輝「近世支那及び臺灣の家族共產制(二)」『法学協會雜誌』第52巻第11号, 1934年, p.p. 98～99。

家族制の一特徴である。

洪同族の現存する戸長は33世、34世が中心で、『洪氏族譜』にはこれらの世代までは記載されているので、族譜より6房、7房系譜の過房子・螟蛉子・出嗣を見ると、6房33世の過房子は8件、螟蛉子1件、出嗣9件、34世の過房子は12件、螟蛉子0件、出嗣12件であり、7房33世のそれぞれは19件、4件、11件、34世は13件、2件、7件である。過房子の多くは同族からであり、出嗣と相互関係がある。同族の規模が比較的大きくなっているこの世代では螟蛉子は少ないが、わずかながらも存在している。過房子、螟蛉子は自己の家系を絶やさないための一手段であり、養子によって自己を永久に祀ってもらう手段でもある。

中国人においては、同姓者は本来同族であったという考えに基づき、現在でも同姓不婚の原則は強く守られている。今回の洪同族の調査においては、同姓婚は1例も存在しなかったし、1978年の台南県左鎮郷の調査においても同姓婚は126件の婚姻中、1件も存在しなかった¹⁶⁾。逆に、このような同姓意識は新たな結合様式を生み出している。例えば、燉煌堂は本来1世の仁璵以下の洪同族を祀る家廟であったが、1979年より台湾洪氏家廟として再編し、洪姓の者であれば誰でも参加できる財団法人とした。現会員は約600名で、寄付金5,000元以上出せば委員(150名)に、1万元以上出せば常務委員(80名)になれ、常務委員の中から董事長、副董事長各1名が選ばれる。かくのごとき、大組織では、各種の選挙において一旦公任されれば当選することは確実で、多くの洪姓の者が県知事、県議員、鎮長、鎮代表、鎮農会総幹事等の公職に就いてきた¹⁷⁾。

その他にも、洪、江、翁、方、龔、汪の6姓は翁姓から分れたのであって、本来は同族であったとして、民国45年10月25日に台湾六桂宗親会を創設し会合を開いている¹⁸⁾。この宗親会には6姓の者ならば誰でも参加ができ、他姓をも

16) 拙稿、前掲「台湾漢人村落の社会構造」を参照。

17) 『聯合報』民国69年8月15日号。

18) 臺灣六桂宗親会『六桂叢刊』第1輯、民国46年。

包摂する大規模な宗親会となっている。それゆえ、一旦事が起こり、真に団結するならば、大きな影響力を持つと考えられる。

以上、現在の同族結合について5点にわたって考察してきた。移民社会において形成された同族組織は、単に祖先を祭祀するというだけにとどまらず、同族間の相互扶助という役割を果たしてきたし、大同族組織ともなればさらに経済開発をも同族で行なってきた¹⁹⁾。しかし、現存する同族組織は従来通り祖先祭祀を行なってきたはいるものの、かつて果してきた同族間の相互扶助の面では弱体化しているようである。というのは、既述したごとく、祭祀公業地は祖先祭祀だけでなく同族扶助の経済的基盤であったが、各祭祀公業は絶対的に財源が縮小している。ただ、幾分なりとも公業地を所有する祭祀公業は派下員に小作させており、これは同族間の相互扶助のため貧戸に小作させていた名残りである。同族間の相互扶助が弱体化した第2の理由は、当時の移民・開墾生活に伴う諸困難に対して同族は団結しなければならなかったが、現在ではその意味合いは弱まっていることである。しかしながら、村民の伝統的宗族観念も弱まっているとは考えられない。同族の者達は草屯鎮の範囲におけるお互いの輩を熟知しており、道で出会った際の挨拶に、自己より2世代上ならば名前に「阿公」をつけて呼び、1世代上ならば「阿叔」をつけて呼ぶ慣行がある。祭祀のときの席順においても輩の高い者が上席に着く。また、毎年の祭祀を行なうことは他族に対して自族の伝統を誇ろうとするものであり、より一層の自族の社会的ステータスを高めようとするならば、「同族」よりもさらに大きな枠組が必要となり、「同姓」という基盤に基づく組織をも形成する。このような社会組織を形成することは彼らの現実的利益と大いに結びついているのではあるが、その

19) 陳其南氏は、清代後半になると華南と同じように異族間の械闘が発生している例を挙げておられるが、草屯においても洪姓は林姓と水利の件で争っており、これらの争いは異姓(族)間の経済的摩擦により生じている。陳：前掲書、p. 100。前掲『洪氏族譜』、p. 22。

際の組織原理として利用されるのが、「同族」、「同姓」といった枠であり、恐らく同姓不婚という形態が、中国人社会からなくなる限り、「同族」、「同姓」という枠組は有効に存続すると考えられる。

2. 村落結合について

加老里は草屯鎮の26里の中の1里である。加老里は日本領台期の頂茄荖(大字)に当り²⁰⁾、現在、頂茄荖、田厝仔、頂角仔、水汴頭の4部落が存在する(第1図参照)。これらの部落は自然村であり、清代の庄に当たる。既述したごとく『彰化縣志』には頂茄荖庄と田厝仔庄の名前が見られ、比較的早く聚落を形成したと考えられる。中でも頂茄荖は最も早く、村廟の福德祠が嘉慶4年(1797年)に建立されていることから、その頃にはすでに村は形成されていたといえる。田厝仔は頂茄荖の分村で、その名称は田の中に厝(家)があることからきており、村民の応答では頂茄荖の農民が田厝仔に耕地を持っており、農繁期には農具を持って耕作に通うのが面倒なので、小屋を作り、そこで寝泊りしているうちにだんだん居着くようになり、聚落ができたとのことである。それゆえ、聚落ができた当初も田厝仔には村廟がなく、田厝仔の村民は、本部落である頂茄荖の福德祠の祭祀に参加しており、現在でもそれが続いている。水汴頭は、水汴という言葉が水門の意味であることから²¹⁾、恐らく水利施設が出来た前後に村は形成されたと思われる。その言葉通り水汴頭では部落の真中を水路が通っており、部落の外れの下流に福德祠が存在する²²⁾。頂角仔はいつ頃

20) 臺灣總督官房臨時國勢調査部『昭和5年國勢調査結果表、州廳編、臺中州』1933年、p. 22。臺灣總督府内務局『市街庄概況』1939年、p. 26。

21) 安部明義、前掲『臺灣地名研究』p. 63。

22) 第1図には部落名と村廟の位置を示してあるが、廟は必ず部落の外れの川沿いの下流にある。すなわち、廟神は廟のある位置よりも上方を守護すると聞いている。後述するように田厝仔に廟宇が存在しないのは、水路が田厝仔で二方向に分流しているため、一方の水路沿いに廟宇を建立すると他方は神の恩恵にあずかれないと主張したからである。

形成されたかは定かでないが、明治31年（1898年）の『臺中縣志』第90号には、清代の北投堡47街庄のうち頂角仔庄、頂茄荖庄、田厝仔庄、水汴頭庄の名前が見られ²³⁾、また、臨時臺灣土地調査局の『臺灣堡圖』の中にもこれらの4聚落は存在している²⁴⁾。

各部落は洪姓が多数聚居しており、洪姓の同族村であるとも言える。1949年度で加老里の戸数は285戸、そのうち洪姓の戸数は205戸（71.9%）で、人口は1,603人、そのうち洪姓の人口は1,203人（75.0%）である²⁵⁾。筆者の聞き取りでは次のごとくである。

頂茄荖	約200戸	9鄰	洪姓	約120戸	(60%)
田厝仔	約100戸	6鄰	洪姓	約70戸	(70%)
頂角仔	約70戸	2鄰	洪姓	約60戸	(85.7%)
水汴頭	約55戸	1鄰	洪姓	約23戸	(41.8%)
計	約425戸	18鄰	洪姓	約273戸	(64.2%)

1965年の洪姓の戸数が257戸であることから²⁶⁾、上記の聞き取りの数字は妥当だと考えられる。また、1979年の田厝仔の総戸数が109戸で洪姓の戸数が65戸（59.2%）であることから²⁷⁾信頼できるようである。以上のことから加老里の各部落は洪姓の同族村であると言える。

(1)村廟の組織と運営²⁸⁾

筆者のこれまでの研究によれば、中国の自然村一部落にはかならず、廟があ

23) 『臺中縣報』第90号，明治31年7月20日。

24) 臨時臺灣土地調査局『臺灣堡圖』，1904年。

25) 戴炎輝，前掲書，p. 790。

26) 洪敏麟，前掲論文，p. 1。

27) 田厝仔の「活動中心購売土地籌備款目芳名明細表」によった。

28) 村廟の組織と運営の一般的なことに関しては、石田浩・江口信清・窪田弘「台湾の村廟について——村廟を中心に見た村民の結合——」『季刊人類学』第10巻第1号，1979年を参照されたい。本稿では用語の説明は省略する。

る。筆者はこれを村廟と呼ぶ。ところで、前記の4部落にも以下のような廟がある。頂茄老—福德祠(主神は福德正神, 一般に土地公)一写真14, 田厝仔—廟宇はない, 現在 建設計画中(主神は太子元帥, 陪神に城隍爺), 頂角仔—福德祠(土地公)一写真15, 水汴頭—福德祠(土地公)一写真16である。

頂茄老の福德祠を除いて, それぞれの祭神がいつ頃から祀られ, 廟が建立されたかは不明であるが, 考察してきたごとく, 村落形成の時期と関連がある。各村廟の組織と運営について表にしたのが, 第5表である。第5表よりわかる通り, 水汴頭を除いて他の村廟は村全体で運営されている。水汴頭においても廟修理のため村民より 寄付金を集め(第6表参照), 修廟しており, 村民にとって福德祠は村の廟だという意識がある。修廟が終れば祭祀を行ない, 神様に芝居を奉納する。その時の費用の明細表が第7表である。このように他の村廟においても, 第5表の毎年の祭祀費とは別に廟の修理や神様に芝居を献納する場合は, 村民から寄付金を集め, それによって行なうのが一般的である(第8

第5表 各村廟の組織と運営

	頂 茄 老	田 厝 仔	頂 角 仔	水 汴 頭
廟 名	福德正神廟	なし(家神)	福德正神廟	福德正神廟
祭 神	福 德 正 神	太 子 元 帥 城 隍 爺	福 德 正 神	福 德 正 神
役 員	炉 主 1名 頭 家 5名	炉 主 1名 頭 家 6名	炉 主 1名 頭 家 4名	な し
役員の選出	擲 筲	擲 筲	擲 筲	な し
参加者	頂茄老, 田厝仔	部 落 内	部 落 内	部 落 内
祭 日	旧8月5日 (廟の落成記念日)	旧9月10日 (太子元帥の誕生日)	旧8月15日 (土地公の誕生日)	旧8月15日, 旧正月 個々人が拝々
芝 居 運 営 費	人形芝居 1戸につき 40~50元	人形芝居, 歌仔戲 男1丁, 女1口(半 丁) 1丁につき20元	人形芝居 男女とも1丁 1丁につき 50~60元	な し —
全 費 用	2,000元	14,130元	—	線香, 供物は個々 人

出典) 聞き取りによる。

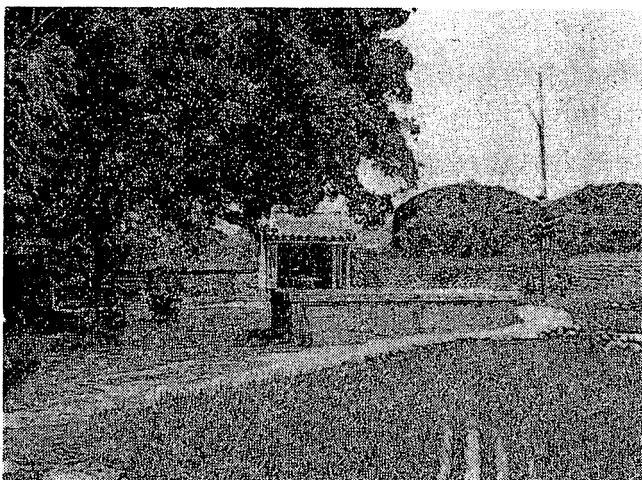


写真14 頂茄苳の福德祠全景，前の石台は歌仔戲や人形芝居のときの舞台，廟庭の木影は村民の休息場になっている。

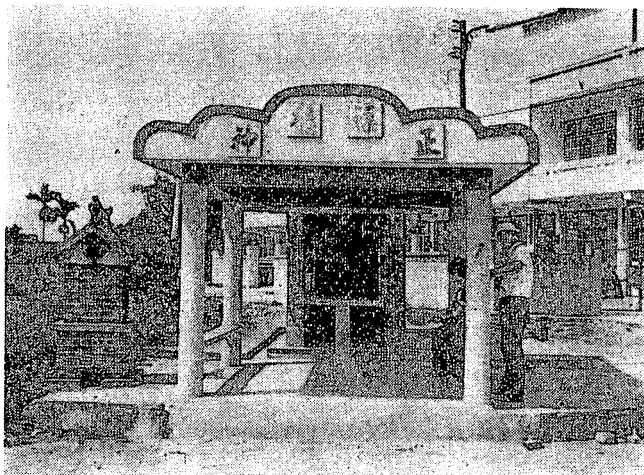


写真15 頂角仔の福德祠



写真16 水汴頭の福德祠

第6表 各信士奉献 (水汴頭)

寄付者	金額(元)	寄付者	金額(元)	寄付者	金額(元)
鄧 毛	1,200	洪 芳	240	李 月 照	200
洪 紹 勳	1,000	洪 寿 東	240	洪 明	200
電力組 (洪樹林		洪 榮 宗	230	黃 春 木	200
洪樹三, 洪源福		張 寬 義	230	洪 王 雲	200
洪慶柔, 洪慶露		洪 樹 林	230	洪 吉 雄	200
洪炎峰)	1,000	洪 慶 露	230	洪 松 彬	200
洪 茂 松	700	洪 慶 昭	230	蘇 王 水	200
洪 長 順	500	林 秋 煌	200	簡 煥 鐘	210
洪 東 海	500	洪 慶 軒	230	洪 洪 錫	200
洪 有 清	300	洪 李 長 福	230	林 洪 朝	200
洪 長 生	300	李 長 宗	220	洪 登 基	100
洪 林 安	300	洪 許 啓 仁	220	鄧 吳 足	100
洪 堆 山	250	洪 泰 腰	220	李 金 龍	100
洪 慶 珍	250	洪 樹 周	220	洪 茂 竹	20
洪 石 生	250	洪 炎 三	200	洪 秋	10
洪 春 生	250	洪 陳 長 峰	200		
洪 慶 照	250	黃 明 堯	200		
黃 月 財	250	李 金 大	200		
劉 清 陽	250			金 計	14,840元

出典) 水汴頭の廟より筆写

第7表 福德廟修建費明細(水汙頭)

一 廟 宇 工 程 費	8,500元
二 神 像 費	559元
(1) 全 神	500元
(2) 開 光 点 眼	59元
三 地 理 師 費	672元
(1) 羅 庚	400元
(2) 紅 包	272元
四 做 戲 費	1,707元
(1) 戲 金	1,320元
(2) 食 費	300元
(3) 雜 費	87元
五 祭 費	960元6角
(1) 五 牲 一 付 共	581元
(2) 生 鴨 一 隻	32元
(3) 生 鷄 一 隻	25元
(4) 朱 五 色 布 等	271元6角
(5) 銀 紙・炮 等	51元
六 讀 經	300元
七 雜 費	454元3角
(1) 告 示 板	64元
(2) 車 金	79元
(3) 三 合 掛	48元
(4) 其 他	331元3角
合 計 開 支	13,152元9角

洪堆山報告

出典) 水汙頭の廟より筆写。七の雜費は合計すると522元3角となるが、筆写の通りとした。

表, 第9表参照)。

田厝仔の太子元帥の祭祀の組織と運営に触れておくと、第5表に見られる通り廟の役員は炉主1名と頭家6名である。選出方法は擲筭により連続して聖筭を多く出した者になる。神によって炉主に選ばれた者は非常に幸運とされ、村民から羨まれる。というのは、田厝仔には神像を安置する廟がなく、炉主の家

第8表 加老里土地公廟修建工程樂捐芳名録 (頂角仔)

寄付者	金額(元)	寄付者	金額(元)	寄付者	金額(元)
洪木海	1,000	洪松興	〃	陳長和	600
洪其清	800	洪早助	〃	羅羅木	〃
洪其要	600	洪金逢	200	洪木才	500
洪金庭	〃	洪吳西	〃	洪才枝	〃
洪金齊	〃	洪朝川	〃	洪水金	〃
洪原文定	500	洪朝聰	〃	洪派順	〃
洪文秀	〃	洪朝王	100	洪派炎	〃
洪文進	〃	洪王金	2,000	洪錫沂	〃
洪德陽	〃	洪有來	1,000	洪秋南	〃
洪清錦	400	曾水	〃	洪抓朝	〃
洪清有	〃	曾金	〃	洪朝派	400
洪其園	〃	洪金磁	〃	洪派曾	〃
陳其困	300	洪沛金	〃	洪順貴	200
陳汝汝	〃	洪拱沛	〃	陳順貴	100
陳汝建	〃	洪拱東	〃	合計	32,700元正
洪火樹	〃	洪朝振	〃	工程費	28,000元正
洪火樹	〃	洪朝振	〃	餘款	開戲
洪坤錫	〃	洪振建	800	中華民國	67年8月
洪林雲	〃				

出典) 頂角仔の廟より筆写。

第9表 樂捐者芳名 (頂加老)

寄付者	金額(元)	寄付者	金額(元)	寄付者	金額(元)
黎錦村	1,500	謝榮福	300	洪有福	200
洪柱仁	1,200	陳長生	〃	洪金逢	100
洪偉仁	〃	黃水順	〃	洪昌猷	〃
洪源發	〃	洪水宜	200	林昌樹	〃
洪簡孟	600	洪宜朝	〃	姚燈輝	〃
洪火擇	〃	洪陳萍	〃	洪漢堂	〃
黎煥源	300	洪茂昆	〃	王昭南	〃
黎秋貴	〃	洪金源	〃		
黃獅	〃	洪敏彦	〃		
曹正雄	〃	洪正治	〃	全体敬獻	共計 10,600

出典) 頂茄老の廟より筆写。

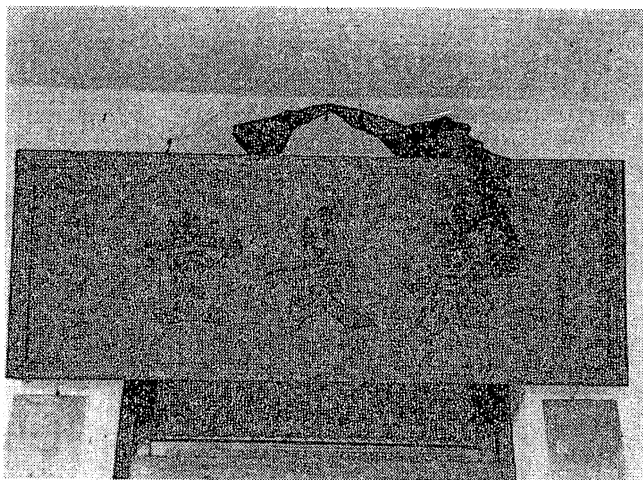


写真17 田厩仔の炉主・姚基明氏宅にかけられた額。



写真18 炉主・姚其明氏宅に祀られている太子元帥と城隍爺。

第10表 田厝仔廟運営収支表

(単位: 元)

支 出 項 目	支 出 額	収 入 項 目	収 入 額
戲 金	10,000	會 費	10,470
糖 塔 費	350	捐 金	350
金 紙 費	320	旧 年 餘 存 金	996
茶 心 費	150		
煙 費	150		
四 果 費	170		
牲 禮	790		
新 交 旧 食 費	1,600		
演 員 点 心	100		
押 炉 紅 包	200		
義 警 費	300		
計	14,130	計	11,816

出典) 聞き取りによる。

会費は男1丁につき20元, 総丁数429丁, 女1口(結婚した者)につき10元(半丁), 総口数189口。

不足 2,314元は炉主が支払う。

に神像が祀られるからである(写真17・18)。1980年度の炉主は姚其明, 頭家は各鄰より1名ずつ選び, 第1鄰; 林定邦, 第2鄰; 黄金山, 第3鄰; 洪昭淞, 第14鄰; 洪啟請, 第15鄰; 洪昆樹, 第16鄰; 洪文慶である。祭祀は毎年旧暦の9月10日(太子元帥の生誕日)に行なう。第10表の田厝仔廟運営収支表を見ると, 会費として男1丁につき20元, 女は半丁として10元を徴収し運営している。戯金10,000元とは神に奉納する芝居の費用で, これは人形芝居ではなく歌仔戲(台湾オペラ)と考えられる。この太子元帥の祭祀とは別に, 田厝仔の村民は頂茄老の福德祠の祭祀にも参加している。既述したごとく田厝仔は頂茄老からの分村であって, 現在でも分村前の形態が残存しているのである。しかし, 田厝仔の村民は福德祠の炉主や頭家になることはできず, あくまでも福德祠は頂茄老に帰属する。

これに対し, 田厝仔では太帥元帥と城隍爺を安置するための廟宇を建設計画

中である。これまで2回次のような形で村民から寄付金を集め、すでに廟地を購入して整地済みである(写真19参照)。すなわち、各1戸につき1,000元、家族1人につき200元、土地1分につき100元の割合で徴収し、民国68年6月の募金では286,730元が集まった。この募金には、この村から他所へ出て行った家・6戸が各1,000元、村内のキリスト教徒の家1戸も同様に1,000元を寄付している。そして、村民から建設委員32名を選び、鎮公所や県政府から補助金を取ろうと交渉中である。廟の1階は村民の活動センターで托児所や老人の慰安所を設け、2階を廟にする予定である。

村落形成期の村廟が村民の社会経済的安定のために大いに寄与したことに比べて、確かに現在の村廟の果す役割は減少したかもしれないが、既述のごとく村廟の運営は現在でも村全体で行なわれており、田厝仔においては村民全体によって廟宇が建設されようとしている、等のことから現在においても村廟を中心にした村落結合は存在すると主張することができる。

(2) 銭会

銭会とはいわゆる頼母子講で、①土地の購入、②家の修理・改築、③結婚・

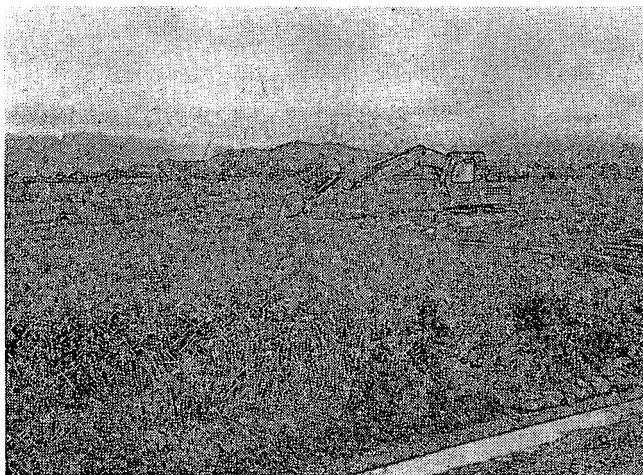


写真19 田厝仔の廟建設予定地

葬式という三大理由で金が入用なとき、親しい者の間で融通する互助的金融のことである。台湾では、一般の農民が銀行・農会から多額の金を借用できず、借用するにしても保証人や担保と非常に手続が面倒である。これに対し、銭会は気楽であるし、しかも投資の面から見ても利子が高いので、到る所で行なわれている。銭会のシステムは金の必要な人が発起人（会首）となり、自己の回りの知合いに呼びかけ、大体 20 数名位で構成する。金額は 5,000 元位が一般的で、農村では別の銭会もあり、台湾では二期作であることから、別の場合は年 2 回しか会合が開かれなことになる。会員は毎月一定の日に金を持ち寄り、初回は会首がとり、次回からは投票制で一番多く利子を出す者が受け取ることができる。そして、一巡すれば解散となる。

例えば、5,000 元の会費で会首と 20 名の会員で構成する銭会ならば、会首は $5,000 \times 20 = 100,000$ 元を最初に受け取る。次回の投票で最高の利子 1,500 円で、落札した者がいると、会首のみは常に 5,000 円で他の会員は $5,000 - 1,500 = 3,500$ 元だけを出せばよい。それゆえ、落札者は $5,000 + 3,500 \times 19 = 71,500$ 元を手に入れることになる。このようにして一巡するまで、行なわれる。最後まで落札しないで粘る者は競争相手が居なくなり、利子なしで落札でき、これまでの支払い合計が 70,000 元とすれば 30,000 元が利得となる。

銭会は農村だけでなく、商売人、会社、役所と到る所で行なわれており、雑貨店に赤い表紙の互助会簿（ 10×13 cm 位）が売られている。互助会簿の表紙をめくると次のことが印刷されている。①会員数、②日期（期間）、③金額、④開票場所、⑤開票日期、⑥開票時間、⑦落札した者には保証人 2 名が必要。⑦が実際行なわれているかどうかについては聞きもしたが、会首は①～⑥と全会員名を記入して互助会簿を各会員に渡す。

銭会は銀行や農会からの借款とは異なり、何らの担保や保証はなく、ただ会員間の信用にのみ基づいて行なわれるだけである。それゆえ、会首は信用のおける人を会員に選ばなければならない。会首と会員との関係についての調査例を二例挙げる。まず第 1 例では、会首は草屯鎮碧峰里の人（応答者は加老里の

人で、会首のイトコ)、会員24名、金額5,000元、会首が銭会を呼びかけた理由は家の建設資金の足しにするため、起会は1980年12月20日からである。この会首は1979年3月20日から1980年12月20日まで3,000円で22名の会員の銭会をしていた。会首と会員との関係は、①同里18人、②同族(イトコ)3人、③兄弟2人、④仕事関係1人である。第2例では、会首は加老里水汴頭部落の人(応答者の母方のオジ)、会員22名、金額3,000元、起会は1980年1月5日から。会首と会員との関係は、①同部落9人(元同部落居住者1名を含む)、②親戚2人、③友人2人、④同里居住者1人、⑤不明6人(応答者が知らぬ者)である。この2例から見る限り、会員に同族や親戚が含まれるが、会員の多くは近隣居住者であり、日常的な面識を基礎にする地縁的な関係で銭会が構成されている。

(3)雇工代耕制(請負耕作)

台湾における近年の工業発展は農村からの労働力吸引と土地収奪という農業の犠牲の下において可能であった。このような労働力吸引と土地収奪の根幹となるのは農産物の安価な価格政策で、そのため農民は農業だけで生活できず、工場勤務や商売に生活の糧を求め、離農・兼業化せざるを得なかった。

1978年の草屯鎮の農家1戸当り耕地面積は0.8haであり³⁰⁾、1980年の加老里の農家戸数296戸、耕地面積184.09haで³¹⁾、1戸当り耕地面積が0.62haである。田厝仔の耕地所有の判明する戸数が80戸あり、その総耕地所有面積が39.46甲、1戸当り平均耕地面積が0.49甲である。田厝仔の耕地所有戸数を規模別に見たのが第11表である。第11表では、0.6甲未満の戸数が59戸(73.8%)もあり、1甲以上がわずか5戸(6.3%)にすぎない。零細地経営農

29) 台湾の農業政策と農業問題に関しては、拙稿「台湾における『拡大農場共同経営』の一考察」『農業経営研究』第18巻第2号、1980年を参照されたい。

30) 前掲『南投縣統計要覽』民国68年より。

31) 草屯鎮農会調べ。

第11表 田厝仔耕地所有規模別戸数（単位：甲）

耕地所有規模	戸数	%
～0.2未満	8戸	10.0
0.2以上～0.4 "	24	30.0
0.4 " ～0.6 "	27	33.8
0.6 " ～0.8 "	5	6.3
0.8 " ～1.0 "	11	13.8
1.0 " ～	5	6.3
計	80	100.2

出典)『活動中心購売土地・籌備款目芳名明細表』民国68年6月30日により作成。

第12表 代耕の実態

農家No.	耕地面積	代耕理由	代耕内容
1	1甲2分	自 営 業	全 部 代 耕
2	5分	商 売	"
3	5分	工場勤務, 現在隠居	"
4	4分3厘	公 務 員	"
5	9分	不 定	"
6	1分6厘	隠 居	収穫のみ代耕
7	2分3厘	公 務 員	収穫・整地代耕
8	2甲2分	自 耕	田植に雇傭
9	1甲	自 耕	代耕の請負

出典)聞き取りによる。

家は当然兼業化せざるを得ず、労働力不足の場合には雇工代耕に依存せざるを得ない。以前は労働力の相互交換である換工(ユイ)が存在したが、工場に勤務したり商売している農家では片務交換となり、それに対し金銭で支払うという形態が到る所に出現した。1980年度で1分につき田植は400～500元、稲刈650～700元、乾燥(運搬込み)400円で代耕が行なわれている。このような代耕は自然発生的に村民間で行なわれ、上からの農業政策はこれをうまく利用して「農業共同経営」に発展させようとしている³²⁾。事例数は少ないが、代耕に

32) 拙稿, 前掲「台湾における『拡大農場共同経営』の一考察」を参照されたい。

ついて筆者が聞き取ったことを表にしたのが第12表である。代耕を依頼する家はほとんどが農業以外に仕事を持ち、近隣地縁の者に代耕を頼んでいる。

(4) 部落の事業

部落の事業としての廟建設については既述した。ここでは1980年に行なわれた道路の整備・拡張について述べる。

田厝仔は草屯より彰化県芬園郷へ通ずる 芬草路 (第1図) から少し北へ入った所に位置する。筆者が田厝仔を訪問していたとき、芬草路から田厝仔へ通じる道と部落内の道が整備・拡張工事中であり、2回目の1981年3月に訪問したときにはすでに完成していた。その結果、道幅は2倍の6mとなり対向車が交差できるようになった。道路を整備・拡張することは村民のかねてからの念願で、次のようにして実施された。まず、部落内の耕地を整理して余分の土地を生み出し、その土地を各村民に土地所有1甲につき7厘6毛を供出した形に振り当て、拡張分の土地を確保し、工事費は役所からの援助と1戸につき1,700元負担することで工面された。このように部落全体で部落内の耕地整理を行なったり、道路の整備・拡張を行なったり出来るのは、部落に村民を統合する機能が存在しているからであると考えられる。

以上、筆者が現在の台湾で観察し得た村落結合を4点にわたり考察した。かつての村落形成期における村落結合は、農業生産、防衛、共同祭祀、相互扶助等において強い紐帯が存在した。現在の農村は当時ほど厳しい環境ではないので、当然その結合様式は異なる。例えば、錢会や代耕制がその一例である。また、村廟は従来通り村神として厚く信仰され、現在も部落全体で運営が行なわれているが、村民の社会構成の変化とともに村廟の農業生産に結びつく意義は薄れ、他の意義、すなわち一家安泰とか恭喜發財(金持ちになる)を村廟に願うようになっている。現在の台湾農村において村落結合の基本的原理はなお存在しておりただ形態や目的が現代的に組み変えられているだけであると言える。

IV 結 語

大陸から台湾へ移民してきた漢人が先住の「平埔族」に対しいわゆる「蕃大租」を支払って佃人となり、烏溪と猫羅溪との間のこの地に定着した。漢人は大陸の故郷を出て以来、渡海、移動、定着、開墾過程の中で一時も神仏を身から離さず、神仏の加護に頼って、生活してきた。特に開墾生活での諸困難に対し、村で共同で祭祀を行ない、その統合の下で村民間の協力を基盤にして村落は発展した。水利開発等による一定の経済的発展は、村民による村廟の建立を可能にし、毎年盛大な共同祭祀を行なうことを可能にした。そのことにより、なお一層日常生活における村民間の共同関係は発展した。このような村民の基本単位は、自然村＝部落＝清代の庄＝村廟の祭祀圏であり、現代の農業衰退の下においてもこの単位で様々な諸組織が存在する。

一方、ある一定の地域に比較的多く移民、定着し、経済発展の中でさらに聚居した同族集団は、共通の祖先を祀るべく祭祀公業を設定し、その精神的支柱としての宗祠を建立した。祭祀公業の設定は祖先祭祀を目的としているが、それだけにとどまらず、①広大な公業地を設定することにより同族の貧困者に小作させ救助する、②同族内の階級分化による矛盾を共通の祖先を祀ることによって拡散する、③同族による経済開発、事業を行なう（科挙試験合格のための教育投資もこれに含まれる）、等が考えられる。しかし、日本領台期の公業地の売却、光復後の土地改革による公業地の徴収は同族の経済的基盤を奪ってしまった。その結果、①の意義は弱まり、②においては春秋の祖先祭祀は昔よりも簡素になりはしたが同族間の関係は貧富の差に関係なく、建前上輩に基づいて成り立っている。ここには同族の精神的結びつきが存在していると言えるが、光復後の土地改革・経済発展は同族間の経済バランスを崩し、同族間の中でも結婚式に見られたように身近な同族と親戚との結びつきが強くなっている¹⁾。逆

1) 末成道男氏は、祖先祭祀において公業、祖厝レベル、あるいは大庁の遠祖レベルの祭

に、同族の経済的政治的ステータスを高めるためには、旧来の同族組織では規模が小さく力になり得ないので、同姓としての結集＝宗親会を形成して実現しようとする傾向がある。⑨に関しては、台湾の中小企業に同族の合股制により運営される会社が多く存在すると述べるにとどめておく²⁾。

現在の台湾農村は丁度 1960 年代初期の日本農村と同様、大激動期にある。若年層の流出、兼業化、農業の衰退、カラーテレビ・オートバイ・プロパンガスの普及による生活の都市化等がそれである。台湾における地縁組織・血縁組織は大陸からその構成原理を持ち込み、台湾風土に適した形で生存上不可欠の組織として、移民漢人により形成された二次的組織であり、これまで社会変動に応じてその形態を変化させてきた。ところが、現在の経済発展に伴う農村の社会変動、とりわけ農業衰退と農村人口の都市への流出は両組織を変容させ、解体する可能性をはらんでいる。同族・同姓という観念が存在する血縁組織においてはその結合原理がなおも存在するが、一定の地域社会に居住し相互依存する地縁組織においては、その地域社会から切り離れ、日常的な交流が欠如することにより、変容・解体の可能性が存在する。勿論、不安定な状態での離村は出て行った先においても同様な種々の「中間的諸団体」を形成し、自らの生存を保障しようとするであろうとも考えられる。

ともあれ、現在の台湾の地縁・血縁組織は変容の過渡期にあり、かつての日本農村が1960年代に急激な変化を被ったように、台湾農村も同じような道歩むのか、それとも台湾経済の基礎は弱く、現在の発展も頭打ちとなり、結局の

祀は土地改革・都市への流出により衰退、沈滞化しているが、逆に世帯レベルのそれは派手になっていると述べておられる。「漢人の祖先祭祀(その二)——中部台湾の事例より——」『聖心女子大学論叢』第52集、1978年、p. 52。筆者はこれを遠祖に基づく同族結合が弱くなり、近祖の同族結合が逆に強化されたと見る。

2) 草屯の李氏の祭祀公業では公業地の地価が都市化の中で上昇し、その結果、税額も莫大となり、従来の小作料では支払えなくなった。そこで、祭祀公業の持分に依りて株を発行し、同族会社を設立して公業地を会社に移管した。会社は公業地を宅地に造成し、そこに住宅を建てて売却し、その利潤を持株に応じて分配している。

ところ村民は自らの生活の再生産を保障するものとして、地縁・血縁組織に依拠しなければならぬ構造が続くのか、本稿ではまだ断定することができない³⁾。

-
- 3) 「中間的諸団体」は内的自立的発展の下にのみ解体され、そうでなければその変動がいくら激しくとも再生産されていくと、筆者は考える。ところが、「中進国」における人口の流動、教育の普及、マス・メディアの発達、生活の都市化が伝統的生活様式に大変化を与えている現実を見るにつけ、明確な論が出せない。この点につき、御教示くださるようお願いしたい。

<追記>

本稿は第30回関西農業経済学会大会（1980年10月）での報告に大幅に手を加えたものである。また、本研究につきアジア政経学会より研究助成金を戴いた。記して感謝する。